

# 令和3年第2回定例会会議録（第3号）

令和3年6月21日

## ○出席議員（23名）

1番	榊 田 貢 君	2番	日名子 敦 子 君
3番	美 馬 恭 子 君	4番	阿 部 真 一 君
5番	手 束 貴 裕 君	6番	安 部 一 郎 君
7番	小 野 正 明 君	8番	森 大 輔 君
9番	三 重 忠 昭 君	10番	森 山 義 治 君
11番	穴 井 宏 二 君	12番	加 藤 信 康 君
13番	荒 金 卓 雄 君	14番	松 川 章 三 君
16番	市 原 隆 生 君	17番	黒 木 愛 一 郎 君
18番	平 野 文 活 君	19番	松 川 峰 生 君
20番	野 口 哲 男 君	21番	堀 本 博 行 君
22番	山 本 一 成 君	23番	泉 武 弘 君
25番	首 藤 正 君		

## ○欠席議員（なし）

## ○説明のための出席者

市 長	長 野 恭 紘 君	副 市 長	阿 南 寿 和 君
教 育 長	寺 岡 悌 二 君	上下水道企業管理者	岩 田 弘 君
総 務 部 長	末 田 信 也 君	企画戦略部長	安 部 政 信 君
観光・産業部長	松 川 幸 路 君	公営事業部長	上 田 亨 君
市民福祉部長兼 福祉事務所長	田 辺 裕 君	いきいき健康部長	内 田 剛 君
建 設 部 長	松 屋 益 治 郎 君	市長公室長兼 自治連携課長	山 内 弘 美 君
防 災 局 長	白 石 修 三 君	消 防 長	須 崎 良 一 君
いきいき健康部次長	大 野 高 之 君	教 育 部 長	柏 木 正 義 君
上下水道局次長	山 内 佳 久 君	総 務 課 長	牧 宏 爾 君
財 政 課 長	矢 野 義 知 君	政策企画課長	行 部 さ と 子 君
情報政策課長	新 貝 仁 君	観 光 課 長	日 置 伸 夫 君

温泉課長	中村賢一郎君	産業政策課長	竹元徹君
生活環境課長	堀英樹君	高齢者福祉課長	入田純子君
障害福祉課長	大久保智君	健康推進課長	樋田英彦君
介護保険課長	阿南剛君	スポーツ推進課長	中西郁夫君
公園緑地課長	橋本和久君	教育政策課長	奥茂夫君
学校教育課参事	松丸真治君	社会教育課長	古本明彦君
消防警防課長	井元隆文君		

○議会事務局出席者

局長	花田伸一	議事総務課長	佐保博士
補佐兼議事係長	藤内洋一	総務係長	市原祐一
主査	浜崎憲幸	主査	原口聡子
主査	松尾麻里	主任	佐藤雅俊
速記者	桐生能成		

○議事日程表（第3号）

令和3年6月21日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（松川章三君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第3号により行います。

日程第1により、一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします

○6番（安部一郎君） 議長へ、資料の配付を許可願います。

○議長（松川章三君） はい、どうぞ。

○6番（安部一郎君） 今議会の質問に当たって質問の必要性を問われ、賛否両論ありますが、私は、コロナの今でこそしないといけないことに重点を置いて質問いたします。

また、コロナだけが全てではありません。多種多様な市民がこの別府市で生活しています。その市民に代わって質問してまいりますので、簡単で分かりやすい答弁をよろしく願います。

早速、質問に入ります。ワクチン接種と予約について。

別府市では、ワクチン接種が遅れているという報道がなされましたが、その現状、別府市接種の状況を教えてください。

○いきいき健康部次長（大野高之君） お答えいたします。

5月17日に市内75歳以上の方を対象に接種を開始いたしました。その際は、安全で確実な接種を行うため、各医療機関の予約枠も少なめでスタートしたことで接種のスピードは控えめだったかもしれませんが、6月7日より集団接種会場を開設したことと、各医療機関の予約枠を増やしていただいたことにより、接種のスピードはアップしております。6月17日現在の別府市の接種状況は、65歳以上高齢者に対して接種率42.2%となっております。同時点での大分県全体の接種率は43.7%です。

○6番（安部一郎君） すごい追い上げだと思います。新聞報道によると、医師会の会長も、「出だしは遅れたものの、今後スピードアップして、全市民が終えるまで突き進みたい」としていますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。他都市との競争すべきものではないが、遅れることなく業務に取り組んでいただきたいと思います。

次に、質問を予定していたコロナ接種における予約回線のパンク、市役所の電話のパンクについて協議したところ、十分に改善されたと聞きましたので、今後も臨機応変に対応していただきたいと思います。解決のヒントは、コールセンターの皆様へ寄せられる苦情が最も参考になるかと思っておりますので、ぜひとも参考にさせていただきたいと思います。

それでは、次の質問にまいります。自民党は、これまで多くの政策提言をしてまいりました。コロナ対策、事業者支援、生活支援など様々な分野において提言し、最近では国費による抗原検査拡充を政府に求め、教育現場や福祉現場で抗原キットが配布されるようになりました。大分市や宇佐市では、抗原センターを設置し、無症状患者の中から80人以上の陽性者を発見し、クラスター発生の未然防止になっています。

別府市においても、23日から山の手中学校跡地でPCRセンターを開設することとなりました。その目的をはっきりとして安全・安心の別府市を打ち出していきたいと思います。

それでは、ワクチン接種について2点質問があります。

当日のキャンセルなどでワクチンが余った場合、可能な限り無駄なく接種が行えるよう、誰に接種しても構わないというルールをもう一度確認して、弾力的対応を考える、現場判断で接種する。その対象に公共交通機関の従業員や宅配業者、感染リスクがある、かつ感染すれば国民生活に支障が出る職種を優先的に接種する。一昨日、集団接種会場でクラスターが発生した事案を考えると、接種会場に勤務する方や、また市長をはじめとする職員を対象としてはいかがでしょうか。また、有馬温泉、城崎温泉のように安全・安心の観光

地をアピールするため、観光事業者を対象とした職域接種が必要と思われますが、どのようにお考えでしょうか。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

ワクチン接種会場でキャンセルや、医師の間診により接種を見合わせたほうがよいとなり、接種枠に空きが生じた場合は、医療従事者でまだ接種をされていない方、高齢者福祉施設、児童福祉施設に従事されている方、別府警察署員の方などに御協力をいただき、空きとなった接種枠を埋めていただいております。

集団接種会場において業務に当たる者は、全て医療従事者となりますので、集団接種会場の運営に当たる市職員等もキャンセル対応の要員としております。

また、職域接種におきましては、ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し接種の加速化を図っていくため、企業や大学等において職場単位でのワクチンの接種を行うものであり、実施に当たっては自治体の接種事業に影響を与えないこととされております。現在、観光事業者を含め市内で職域接種の実施を検討している企業・団体等には、接種会場の運営方法や診療所設置の相談を関係機関へつなぐなどの支援を行っております。

なお、23日に開設する抗原検査センターを併設するPCR検査センターでは、観光事業者の方にも御活用いただき、別府観光の安全・安心をアピールできるものと考えております。

○6番（安部一郎君） 今るる説明があったとおりでと思います。特に抗原センターの有効利活用には期待をしたいと思います。

それと、別府市においては、2つの課から陽性患者が出ました。そのときを考えると、遠慮なく市の職員から優先的に接種していただいても構わないと思いますので、私の考えはそうですので、遠慮なくやってもらいたいと思います。

お配りした資料を御覧ください。先ほど言いましたが、有馬温泉、城崎温泉、旅館・ホテル、観光客の皆様の職域接種が始まります。その狙いは、安全・安心な観光地としての売り込みです。有馬温泉の観光協会が、お客様に安心してもらう状況をつくりたいとしています。

市長は、観光協会長を兼ねるわけですから、ぜひとも実施していただきたいと思います。

それでは、次の質問にまいります。今、市民の皆様からワクチン接種において一番問合せの多いことは、スケジュールが見えてこないことだそうです。中津市のホームページを見ますと、今日の受付状況、今日の接種状況、それを一発でクリックすると出てきますが、別府市は探し探しくクリックして、やっとその状況が見られることにおります。この機会にぜひともホームページを見直していただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

65歳以上の方には、接種券郵送時に予約開始についてはチラシでお知らせしております。以降については、ホームページや報道機関へお知らせするなどして周知を図っております。また、先週18日には、県下で初めて64歳以下の方に対して接種券を7月2日に郵送することとし、7月19日から基礎疾患のある方や福祉施設職員の予約を開始、その後、年代ごとの予約開始時期を公表いたしたところであります。

なお、御指摘のありましたホームページについては、できるだけ分かりやすい広報に努めてまいりたいと思います。

○6番（安部一郎君） ぜひよろしくお願ひします。私はこれまでも熱海市や由布市のホームページを参考に、情報推進課と掛け合っってその都度書き直していただきました。今後は担当課でしっかり他都市の例を見ながら書き直していけたらと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、アフターコロナについて、ホームページの媒体について、観光戦略について、

併せて質問させていただきたいと思います。

現行のホームページ「極楽地獄別府」について、ホームページ開設当時の古い写真や情報が掲載されたままになっています。掲載している商店や商品に偏りもありますし、特に別府市が力を押している竹産業に関する情報がほとんどありません。そして、紹介されたショップに買物に行くと、大分メイドにたどり着いて、別府市以外の商品を紹介されたりしています。とくにびっくりしているのは、あれだけ予算をかけた伝統産業会館へのリンクがなされていません。個人店のみの紹介となっています。その中には既にある店の紹介や既に亡くなっている方の紹介等々をやっております。言い出したら切りがないほど、残念ながらいっぱい欠陥がございます。はっきり申すと、でたらめなホームページが何年間もほったらかしという状況です。今日、それをプロジェクターで公開して皆様に見ていただきましたのですが、なぜかだめになりました。担当部長とは、この点はホームページを見ながらお互い検証したところでございます。

この際、アフターコロナを見据えて、来たるべき観光に備えてホームページの改革を求めますが、いかがでしょうか。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

観光ホームページ「極楽地獄別府」につきましては、平成28年4月に運用開始して約5年が経過しており、ホームページの基本構造も最新のものに比べ抜いづらくなっているところがございます。

現在、ホームページの閲覧数だけでなく、ページ内での回遊性や多く見られているページのほか、接続元の地域の情報などホームページの接続の分析を行うとともに、利用者の需要の把握や利便性の向上により旅前・旅中でも利用しやすいページ構成によってページ内の回遊度を上げ、可能な限りページ内での本市に関する情報を利用者の方に興味を持っていただくことにより、本市での宿泊日数の延長や消費につながるような仕組みを検討しているところでございます。

○6番（安部一郎君） 部長、今の答弁は、見直すということによろしいですね。はい。

それでは、私から言われて検討するのではなくて、自ら問題意識を持ち取り組んでいただきたいと思います。

部長に説明したとおり、根本的に変えないと対応ができません。その予算も必要となります。その提案をぜひとも次の議会に出していただきたいと思います。今のホームページの問題点を在籍二、三年の職員ができるものでもありませんし、ぜひとも市民の力をお借りして検討委員会を立ち上げて、今後観光分野において加速しているデジタル化に備えていただきたいと思います。特に携帯電話の対応ができるものにしていただきたいと思います。

その中で、一つ私から提案があります。イベント情報が全くうまく掲載されておられません。特に扇山の火まつりなんか、日程変更しているにもかかわらず、その変更がまだに行われていません。アルグリッチもそうです。そういう意味でいきますと、日々の情報収集が主かと思います。かつて私が30代の頃、夏まつりの実行委員長をしていたときに、観光協会で昼食会というものがありませんでした。どういう人たちが集まるかという、市では観光課の課長さん、あとは商工会議所は同じ課長クラスの実務者、そして商工会議所、そして青年会議所、商工会議所青年部、それと8社協、エージェンツ、全ての観光従事者が集まっているような討議をしました。昼食会で得た情報をそれぞれが持ち帰って各媒体で紹介したり、例えばポスターなんかイベントなんかをすると重要ですけども、一発でそこに配布するとポスターが配布できたり、とてもまとまっていた瞬間がありました。ここ数年来、その組織がなくなっておりますので、これも長野市長に観光協会長としてまた束ねていただいて情報交換の場をつくっていただいて、観光情報とかそういうものがいつ

でも手に入って、いつでも改革できるものをしていただきたいと思うのですけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

まず、ホームページのことにつきまして、今、課長がお答えしましたように、仕組みを今検討しております。

また、過去の観光事業者等の連携について、今、議員からお伺いいたしましたが、現在、観光事業等における市内の民間団体との連携につきましては、これまでもB－b i z L I N KのほうがDMO機能を担う観光担当が中心となりまして、「別府エール飯」や「湯ごもりエール泊」、「別府鬼割プラン」、さらには「つむぐプロジェクト」など、「湯の花レター」や観光のデジタル化など、現在進行中のものも含めて行ってきたところでございます。

今、議員も言われました、市長が観光協会長となられましてからは、市、観光協会、それとB－b i z L I N Kの3者におきまして、仮称ではございますが、「別府稼ぐ力推進会議」といった会議を開催し、それぞれの役割分担について協議を始めたところでございます。

今後におきましても、B－b i z L I N Kにて民間団体との連携を密にいたしまして、3者をはじめ各団体が同じ方向を向いて観光事業等の推進に取り組んでいければというふうに考えております。

○6番（安部一郎君） ぜひとも部長、今議場で言ったことを実現していただきたいと思っております。

次に質問を予定していますコロナ収束後における観光の在り方、これが補正予算で提案されておりますが、これはもう答弁を求めません、皆様の知っているところでございますから。ぜひとも観光、補正予算に上げた分を実現していただきたい。我々議会もそれを必ずチェックしていきますので、今から始めないともう間に合わないと思っております。もう秋口にはほとんどワクチン接種が終わって人の移動が始まります。そのときにいかに早く情報を皆様に伝えるかが勝負になると思っておりますので、これも併せてお願いしたいと思っております。

それでは、次の質問にまいります。図書館及び庁舎中庭改修について質問いたします。

中庭整備事業が始まると聞いております。新図書館建設との連携ということですが、どういうことでしょうか。

○総務課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

庁舎中庭整備事業につきましては、別府駅から市役所のエリアのにぎわい再生、新しい魅力の創出を目指すという考えの中で新図書館建設、庁舎中庭改修などを一体的に整備していこうというものです。本年度、庁舎中庭整備に着手しますが、新図書館建設を見据えて市民と図書館をつなぐような取組についても関係課と検討中でございます。

○6番（安部一郎君） 昨日の委員会で、図書館構想は秋口から管理運営計画策定に支援業務を行うというような報告を受けました。コロナ後の在り方等々を考えると、今年度実施する必要があるのか。整備に約4,000万かかると聞いています。コロナ禍の中、急いで実施する必要はあるのか。実証実験をし、1日販売者からいただくお金は1台当たり300円と聞きました。車販売のための電気設備と着座できる空間、それとステージを造ると聞いておりますが、それに4,000万もかかるのでしょうか。市民と図書館をつなぐ施設ができるとは、私には思えません。

昨日の委員会で、今年度11月頃、図書館の計画が明らかになると聞きましたが、その時期を待ってじっくり計画されてはいかがでしょうか。

○総務部長（末田信也君） お答えをいたします。

本事業につきましては、国の補助事業である別府公園周辺地区都市構造再編集中支援事

業に位置づけて実施をしております。全体の事業期間につきましては、令和3年度から令和7年度までの5か年事業となっております。

事業内容といたしましては、別府駅から市役所周辺エリアのにぎわいの再生、新しい魅力の創出を目指すという考えの中で新図書館建設、庁舎中庭整備、公園整備などを計画しております。

中庭整備事業につきましては、昨年度より実証実験としてキッチンカーや物品販売、イベント等を実施してきましたが、これらの効果や課題を踏まえまして、図書館整備に先行してにぎわいづくりを推進するため、今年度事業として整備をしていきたいと考えております。

他の事業に先行して整備をしていきますが、実施に当たっては新図書館との連携を踏まえて進めてまいりたいと考えております。

- 6番（安部一郎君） 4,000万もの税金を使うのですから、慎重にぜひやっていただきたいと思ひますし、次回の議会で新図書館との連携、先行してやるその正当性、それを示していただきたいと思ひます。

それでは公共施設について、予約システムについて御質問させていただきます。

公共施設案内・予約システムについて、体育施設は利用者から、施設ごとに予約受付開始の時期がばらばらで予約しにくいとの声がありましたが、指摘をしていましたが、その後どのような対応を取ったか教えてください。

- スポーツ推進課長（中西郁夫君） お答えします。

公共施設案内・予約システムに対応しているスポーツ推進課所管のスポーツ施設は、市民体育館、別府市総合体育館 いわゆるべっぷアリーナ 実相寺サッカー競技場、市民球場、実相寺球場、野口原総合運動場でございます。以上の施設につきまして、7月の1日から申込み受付日時を、別府市民の方は、毎月16日の午前9時からに統一をいたします。別府市民以外の方は、これまで毎月20日の午前9時からの受付となっております。

- 6番（安部一郎君） 併せて、公共施設で地区公民館と文化施設ですね、文化施設の利用者からも様々な苦情があり、予約の締切日もばらばらでございました。その点どのように改善されたか発表してください。

- 社会教育課長（古本昭彦君） お答えします。

社会教育課が所管する7施設の予約につきましては、大分公共施設案内予約システムにより予約受付を行っております。これまで、システムでの予約受付終了日が利用日の3日前、5日前など、各館で統一されておらず、利用される方々から分かりづらいとの御指摘を受けておりました。このため、今回6月1日よりシステムでの予約受付終了日を利用日の3日前までとし、システムでの予約受付終了後の利用日2日前及び前日につきましては、各施設に問合せいただき、利用予約ができるよう各館統一とさせていただきます。

- 6番（安部一郎君） 確認です。空いている部屋があれば、前日でも予約ができるということよろしいですか。

- 社会教育課長（古本昭彦君） 議員おっしゃるとおりでございます。

- 6番（安部一郎君） 中央公民館、現在の中央公会堂は、過去においてでたらめな維持管理、職員の対応が問題にされて、当時就任された長野市長が管理者に民間人を置き、業務改革と職員の意識改革が行われ是正されたと私は記憶しています。その後、市役所の退職者が管理運営に当たり、また元に戻っているようです。公共の貸館業務であること、個々の担当者の見解で貸す・貸さないを決めてはならないと思ひます。そこにはルールがあったはずですし、しかし、そのルールが誤りであったと私は認識しています。

今回はそのルールを整備したわけですから、今後二度とこのようなことが起きないようにしていただきたいと思ひます。それでは、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、野口ふれあい交流センターの避難所の防災について質問させていただきます。

私がこの防災について質問状を出したところ、市民の方からぜひ聞いてほしいということがございました。それは、コロナ禍における災害時のシミュレーション、災害時のマニュアルができていないかということでございます。私はこれをよく理解できました。野口ふれあいセンターは、さきの震災時、2人の方が緊急搬送され亡くなりました。その1人の方が感染症の肺炎と診断されて、中におる人全員で消毒した経験があります。その後、入り口に消毒液を置いたり、いろんなことをしましたが、その辺の衛生管理マニュアル、食事のルール、そういうものがあるかどうか聞かせていただきたいと思っております。

○防災局長（白石修三君） お答えをいたします。

避難所につきましては、昨年度からですが、感染症に対応した運営マニュアルを策定し、災害時に備えております。例えば避難された方の体調等基礎疾患をお聞きし、調査票に御記入いただき、その状況によって軽度の有症者ゾーンであるとか無症者ゾーンであるとか、避難区分に御案内するなど感染症を意識した避難所運営を行うこととしております。

○6番（安部一郎君） ありがとうございます。

もう1つ。先ほど言いましたけれども、食事のマニュアル、食事のルール、そういうのもぜひ決めていただきたいと言っていましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問にまいります。中央公民館、リバーサイドオアシス春木苑についてということで、中央公民館については、もう終わります。リバーサイドオアシス春木苑について質問します。

コロナ禍において、またアフターコロナで全ての経費の見直しをしないといけないと思っております。これは忙しいから待てという話ではありません。減収が見込まれる中、これを取り切するためには今の経費の見直ししかないと思っております。

それでは、具体的に質問してまいります。春木苑の維持管理費が、3年目で3,000万ほど上がっています。それを聞いたところ、見直しを予定していたということですが、どういう点に着目して見直す方向性に至ったのか。一番お金のかかる投資的経費費用について、今後どういう点を見直していくか教えていただきたいと思っております。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

春木苑の維持管理運営費の中には、定期的な機能検査料や水槽の浚渫工事費なども含まれておりますが、施設を安定稼働させるための保守点検費用が最も高額なものとなります。これは、経年劣化が進む前にこまめに補修する予防保全という保全手法を採用しているためでございますが、対症療法的に劣化箇所を補修する従前の事後保全という保全手法よりも長寿命化させ、大がかりな補修も抑えられるため、トータル的に見ますとコスト削減につながっているところでございます。

しかしながら、現在、供用開始から3年目でございますが、今後も保全費用が多額なものになると想定されるため、毎年実施される約90か所に及ぶ機器の保守点検により、施設の劣化状況を踏まえた上で見直しできるところは見直してまいりたいと考えております。

なお、今後どういう点を見直していくのかといった点につきましては、安全性の確保や効果的な保全、あるいは設備全体への影響等を考慮の上、日常点検や法定点検結果を活用しまして、劣化状況に応じた保全手法を選択し、保全の必要性を再確認することでコスト削減につなげてまいりたいと考えております。

○6番（安部一郎君） 簡単に言いますと、どういう方法で見直されますか。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

見直しの具体的な手段・手法につきましては、先ほど申し上げました観点からいかに見出していかるといった点で、現在模索をしているところでございます。



○6番(安部一郎君) ぜひ見直していただきたいと思います。

それで、部長に質問があります。3年目で3,000万保守点検がかかるというこの契約が、本当にあったかどうか。たしか共同調理場と同じく総合評価方式で建てられたと聞いております。この中には、企画提案書の中に維持管理について提案があって、その審査もされたことがあるかと思えます。まずそこを検証していただいて、その契約どおりとなっているのか。イレギュラーとして3,000万かけたのか。そこも含めて検討していただきたいと思いますが、部長、どのようにお考えでしょうか。

○市民福祉部長兼福祉事務所長(田辺 裕君) お答えします。

議員おっしゃる金額ですが、令和2年から令和3年にかけては、3,000万の増ということになっております。先ほど課長が申しましたように、来年度以降コストの削減に努めるためにも毎年度保全手法を再認識し、保全の必要性や保全手法を再設定することでコスト削減につなげてまいりたいと思います。

○6番(安部一郎君) では、もう一度要望として言っておきます。企画提案書をもう一回チェックしてみてください。多分維持管理の項目があるかと思えますので、その中でいろんな判断をしていただきたいと思えます。

環境課とのやり取りの中で、環境課は見直しをもう既に始めております。このことは十分に私は評価しております。しかしながら、公共施設を持つそれぞれのその他の課は、かかる経費をちゃんと検証しているのか。中央公会堂は貸館業としてまず徹底していただきたいし、テルマスは営業停止して、毎年発生する3,000万円前の赤字を圧縮することができましたが、それ以外の担当課、見直す経費は多々あるかと思えます。指定管理がいいのか悪いのか、そういうのも含めてぜひとも今後の指定管理の在り方を含めて、維持管理の在り方を検証していただきたいと思えます。

過去の議会で申しましたが、聖域なし改革で大阪市は、契約の見直しで何億もの経費節約に成功しています。実はその内容をホームページで公開しているので、ぜひ参考にしていただきたいと思えます。そこには設置した自動販売機についても、一円たりともマイナスになるような見直しをしています。皆様がよく言うPDCAが実に機能しています。

過去の議会において阿南副市長にお願いしましたが、また改めてお願いし、今回は財政課、契約検査課の皆様はその指導に当たってほしいと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。もし答弁があれば、答弁をよろしく願います。財政部長、行きますか。はい。

○企画戦略部長(安部政信君) お答えいたします。

公共施設のマネジメントの基本方針では、この30年間で30%の維持管理費の削減というものを打ち出しております。先ほど議員御指摘になりましたランニングコストも今後非常に財政運営の上ではかなりの負担というふうに考えております。ですので、指定管理を含めまして全ての項目について、いま一度点検しながら予算編成等に反映していききたいというふうに考えております。

○6番(安部一郎君) その中で、次の質問にまいります。指定管理者への減収負担金についてです。

指定管理者への減収負担金について、積算の方法について説明してください。

○財政課長(矢野義知君) お答えいたします。

昨年の9月議会におきまして、令和2年3月から6月までの4か月分の減収負担金を予算計上いたしました。今回、それ以降の7月から令和3年3月までの9か月分の減収負担金を計上しております。

積算の方法につきましては、基本的には直近3か年の7月から翌年3月までの9か月間におきます各月の収支差額と、今回対象となります9か月間の収支差引き額を比較いたし

まして、減収した額を減収負担金として積算しております。

- 6番(安部一郎君) 民間企業は、コロナ禍で売上げの減収などで経営が困窮して、赤字が発生しても補填がされない一方、指定管理者は利益を上げている事業者を含め、市は赤字を補填しているのが、私には納得いきませんが、その説明をしていただけますか。

- 財政課長(矢野義知君) お答えいたします。

指定管理者に帰属いたします各年度の利益につきましては、施設によっては地域や利用者への還元として消費をするほか、利益が著しく大きくなった場合につきましては、指定管理料の精算による返還の協議を対象とするよう、本年4月に別府市指定管理者制度運用ガイドラインを改正したところでございます。

今後につきましては、指定管理者との基本協定を締結する際に、協定書の中に利益分の返還等を規定していくことといたします。

- 6番(安部一郎君) 今言った利益が著しく大きくなった場合、この定義が曖昧です。プラス個々の指定管理の内容によって変わると言うのですけれども、企業にとって率ではなくて、利益金は同じです。その扱いをどうするか、統一なものが僕は必要かと思っております。

次に、この流れで鉄輪蒸し工房の指定管理者の支出の減収した原因について、説明を求めたいと思います。この鉄輪蒸し工房の、令和2年度の収支について教えてください。

- 観光課長(日置伸夫君) お答えいたします。

当該施設の令和2年度の収支につきましては、約100万円の赤字を見込んでいるところでございます。

- 6番(安部一郎君) この業者は、得た利益を設備投資に約2,000万使われたというすばらしい取組をしているのですが、一方の見方として、今回1,300万円を市から支払うということになっております。つまり、この業者がもうけているであろうというお金を上積みして、前倒して100万にもかかわらず上積みしたということです。さっきの財政課が言った利益が著しく大きくなった場合、もう既に1,000万の上積みがあるわけですから、この協議に入らないといけないというような理解のできないことが起きています。

私は先ほども申しましたが、大分県ではある一定の金額が、利益が発生すると、それは県のほうに返すそうです。そういうルールもできていますし、そして、実にこの件に関しては外部評価委員会でも委員長が指摘されておりました。指定管理者によって収益があるもの、ないもの。特にあるものに関しては、特にこの鉄輪蒸し工房も言っていましたけれども、指定管理そのものが本当にいいのか。指定管理をやめて賃貸借契約にして、この施設を幾らで借りるのかということにしたほうが、市民の理解が得やすいのではないかと。それで、さっき言った指定管理業者が自主的に利益を分配してくれましたけれども、過去において振興センターさんも同じようなことがありましたけれども、それもルール化したほうがいいのか。

2,000万円の利益金を還元するに当たって、やっぱり行政のチェックは要ろうかと思うのですね。そういう点について今後の鉄輪蒸し工房を含めた指定管理の見直しを、担当部長、どのようにお考えでしょうか。

- 観光・産業部長(松川幸路君) お答えいたします。

観光・産業部では、地獄蒸し工房を指定管理で手続している部でございますので、地獄蒸し工房について申し上げますけれども、地獄蒸し工房の指定管理につきましては、過去の指定管理者の運営や、年間約1,100万円の指定管理料を払っていた頃から、現在の指定管理事業者は指定管理料ゼロ円で経営努力を続けた結果、インセンティブ効果による利益がある一方で、現指定管理事業者は、本年3月の休館中には施設の配管設備等に対して、議員も言われましたが、約2,000万円の経費を投じ、また、管理当初から施設の設備や備

品の整備、情報発信、地域貢献などにも約2,000万円の経費を支出している経緯がございます。それらも含めて、全体を併せて考慮しなければならないというふうに思っております。

先ほどありましたけれども、本年4月1日改定の別府市指定管理者制度運用ガイドラインでは、利益についての取扱いの記載がございます。過去の実績や現状も踏まえ、また令和元年度の外部評価委員の検査結果も踏まえながら、次回の指定管理者の候補の選定手続において内部で協議していきたいと思っております。

- 6番（安部一郎君） ぜひ内部で協議していただきたいと思います。外部評価委員の委員長さんが言ったとおり、僕は賃貸借契約でこの施設を幾らで借りてくれるのか、そうしたほうが市民が納得すると思います。

知ってのとおり、今言わなかったですけれども、毎年1,000万前後の、あるときは1,300万円の収益が出ています。財政に言わせれば著しく大きく利益が出た場合、協議するとなっておりますので、毎年協議しなくてはいけないような形になるよりも、もっと自然な契約をされたほうがいいかと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、別府公園の駐車場についてお伺いします。

これも別府公園の駐車場の料金改定について質問するわけですが、過去においてこの料金が高ばかりに大きなイベントが逃げるとい話を、私はこの議場でさせていただきました。その後、検討していただきまして、一定の答えが出たと聞きますので、どのようになったか教えてください。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

別府公園東駐車場の料金につきましては、現状は1時間ごとに駐車料金が加算されるシステムとなっておりますが、長時間の公園利用者に配慮して上限額を設けました。主な概要といたしまして、駐車して1時間無料というのは変わりませんが、日中から23時までの間で6時間以上駐車した場合でも、普通車であれば500円、大型車であっても1,000円が上限額となるように改定いたします。

- 6番（安部一郎君） ありがとうございます。前進したと思っております。ただし、この駐車場に関しては、先ほどの蒸し工房と一緒にです。早く賃貸借契約にしたほうがいいと思います。同じ総務課が持っているトラストパークの駐車場は、年間600万円の収入が入っています。なぜそっちのほうにかじを切らないのか私は分かりませんが、それもぜひ今後は検討していただきたいと思います。

それでは、地元温泉の維持管理について、温泉シンポジウムについて質問してまいります。

別府ONSENアカデミアは、これまで何回開催され、市が負担した経費はどのようになっているか教えてください。

- 温泉課長（中村賢一郎君） お答えします。

別府ONSENアカデミアは、温泉の様々な魅力を検証し、温泉を大切な資源として守りながら、国内の多くの温泉地とともに新たな温泉の可能性を全国・世界に向けて発信するという目的で、平成28年度から令和元年度まで計4回開催されております。4回分の市の負担経費の合計は6,371万3,997円でございます。

- 6番（安部一郎君） これまでアカデミアを4回開催し、6,400万円弱の支出をしたわけですが、アカデミアの主な取組、成果がどのようなものか教えてください。

- 温泉課長（中村賢一郎君） お答えします。

これまで、ONSENアカデミアの開催を通じて、温泉入浴におけるアスリートのリカバリーとパフォーマンスの向上の検証により入浴の回復効果が確認できたことは、ラグビーワールドカップのキャンプ地選定におけるアドバンテージとして示すことができお

ります。

そのほか、全国の温泉地に先駆けて温泉施設でのタトゥーOKマップの作成を行ったことや、温泉地でのワーケーション体験のモニターにより、入浴はストレス緩和効果が示されたということは、現在本市で展開している観光施策の基盤としての成果につながっております。

温泉課の関係では、全国の温泉地の首長が参加した温泉会議において、温泉地が抱える課題や取組の情報を共有したほか、温泉資源保護の必要性を周知するため毎年実施している「せーので測ろう！別府温泉一斉調査」の調査報告などを行っております。

- 6番（安部一郎君） その中で、アカデミアの取組と成果の報告の話がありましたが、私は昨年度の、これからの泉都文化をテーマとしたシンポジウムに関心を持ちました。アンケート結果でも紹介されていましたが、現在、共同温泉の存在は非常に厳しくなっております。共同温泉は建物でなく、泉源・給油管を持っているところもあり、いつ不具合が生じるか分かりません。老朽化が進んでいる施設であれば、なおさらです。温泉課では新しい補助金制度も始めていますが、補助金額や利用回数に制限があります。まだまだ十分な対応とは思えないと思います。従来の貸付金、補助金制度も年に1度の予算要求で確認するだけでなく、共同温泉が困らないよう必要なときに手を打てる制度としてもらいたいと、まず思います。

昨年、海門寺通りで2軒、今年は富士見通りで2軒地元温泉がなくなりました。ONS ENアカデミアの開催経費を一部充てるだけでも、共同温泉の存続につながる政策が打てるのではないかと考えております。制度の見直しを考えることはできませんでしょうか。

- 温泉課長（中村賢一郎君） お答えします。

温泉施設の改修に関する制度は、2種類ございます。そのうち、入湯税の超過課税分を財源に新設した共同温泉環境整備等補助金は、緊急改修にも対応でき、かつ補助金だけで利用ができる制度とし、令和2年度は手すりの取付けなど7件127万7,000円の実績となっております。一方、従来からの温泉改修等貸付金補助金制度は、令和2年度は温泉タンクの交換等6件、貸付金・補助金ともに260万3,400円の実績ですが、計画的な改修に対する制度となっております。

御質問の緊急改修などの予算については、予算の弾力的な運用がどこまでできるかなど関係課と研究・討議していきたいと考えております。

また、共同温泉の運営自体に困っていることが多いという点については、地元自治会、中規模多機能自治協議会が独自で検討や取組をされている点などについても参考にしていきたいと考えております。

- 6番（安部一郎君） ありがとうございます。温泉シンポジウムの開催について否定はいたしません、4年間で6,300万、1会議約1,600万を使います。年々来場者は減っておりますね。私も毎回行ってありますが、ほとんど職員の皆様が観客という形です。今、YouTubeでも紹介数を昨日検索にかけたところ、どの分科会も100回から300回程度です。その成果物、報告書が生かされたという報告は、私は聞いておりません。ぜひともこの温泉シンポジウムの今後の在り方を検討していただいて、同時に予算を捻出して地元温泉に対する補助を手厚いものにしてもらいたいと思います。

先々月ですか、富士見にあった地元温泉がなくなりました。この理由は、配湯ができなくなったという理由でございました。しかし、富士見通りにはテルマスに行く配管が通っております。富士見通りを横断するだけでできたわけです。金額にして200万もかからないことだと思います。ぜひとも、そういうところにも手を差し伸べていただきたいと思います。

それでは、上下水道の贈収賄事件について質問してまいりたいと思います。

この事件を受けて、上下水道局の事務処理のルールで何が代わったのか教えてください。

○上下水道局次長（山内佳久君） お答えいたします。

今般の事件を受けまして、上下水道局内での事務処理のうち、まず契約事務関連でございますが、本年2月に策定されました別府市随意契約ガイドラインに沿って随意契約の特殊性を認識し、厳格な運用、それに具体的には決裁段階での詳細なチェックを行っております。また、随意契約のうち今後プロポーザル方式を選択することとなりましたら、これにつきましても、別府市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン並びに同ガイドラインの運用に沿った適切な事務処理を行うことになっております。

次に、工事関連での事務でございますが、工事設計段階で担当課以外の職員が工事内容の妥当性などについて精査する体制をつくっております。

また、その他の事務にいたしましても、市長部局、市長事務部局に準じ、本年3月の退職者から営利企業へ再就職した際の届出義務を課すなど退職管理を実施しており、また昨年12月から諸議会にて記録を残す措置を行っております。さらに、本年4月の人事異動により機械専門の管理職を工事担当部制を配置いたしまして、組織体制の強化を図っているところでございます。

なお、職員を対象とした倫理研修につきましては、先月開催で準備をしておりましたが、コロナ禍の影響により急遽延期といたしましたところでございますが、状況を見ながら速やかに実施したいと考えております。

○6番（安部一郎君） 報告書を受けて、当該事案だけでなく全ての契約を見直してできたものと高く評価しております。当事者が関わった以外の契約においてもおかしな契約がございました、まあ、分かると思うのですけれども。職員の倫理の問題として片づけている方がいらっしゃると思いますが、報告書どおり一定のルールがなかったからと私は思っております。今後は、そのルールに従って契約を交わしていただきたいと思っております。

そして、この市民・議会の最終報告はどのようなスケジュールでやってまいりますか。

○上下水道局次長（山内佳久君） お答えいたします。

この事件を受けまして、上下水道局内で本年2月に別府市上下水道局元職員による不祥事に伴う再発防止策及び改善策を策定いたしました。そのところでございますけれども、これにつきましては、同じく2月に開催させていただきました市議会観光建設水道委員会所管事務調査で当該事件発生の原因とこれを防ぐ再発防止策、具体的には事件の原因となりました工事設計等の改善策、また契約全般の改善策、さらに職員の再就職に係ります退職管理、諸会議の記録に関する改善策につきまして御報告させていただきました。

また、職員の退職管理につきましては、さきの3月定例市議会で条例制定の議決をいただいております。なお、元職員の退職手当の返納につきましては、粛々と事務処理を進めているところで、一定のめどがございましたら議会等へ御報告させていただくことで、併せて御理解賜りたい、そのように考えております。

○6番（安部一郎君） 今回聞き取りの中で、委託料の8,000万円、この差は何だという質問をしたところ、人件費の差もろもろ、こういうことでございました。その人件費について確認ができたかという、何と当該事業者が、事務事業に関する情報のため非公開ということになっております。私が唯一理解できないのが、このことです。議事録があればその検証ができたのですが、一部の委員に聞きまして、震災に備えて体制を組む。それで、副所長というものをつくった。それに係る経費がたくさんかかった、約1,000万。それで、その検証を、企業提案の提案を検証しないといけないものに対して、要は昨日も問題、企画提案のことで問題になりましたけれども、企画提案は提案されたものをチェックしないといけなかった。そのチェックする議事録もなければ何もありませんでした。そこがそもそも大きな間違いで、今回の検証でもそこが引っかかっているところだと思いま

す。今後は企画提案の公表制なんかを含めて、ぜひとも入れていただきたいと思います。

そして、そのチェックが各委員会の聞き取りの中でできようかと思えます。例えば一社応札に関しては、2人の委員が一社応札は大丈夫かと当該職員に質問しているような場面もあったようですが、そんな記録も残っておりません。この次の共同調理場の中で次の質問を僕はしていくわけなのですが、共同調理場においても、この議事録がめちゃくちゃ曖昧なのです。そういうことでぜひとも議事録の在り方が、要点筆記ではなくて、どんなやり取りがあったか、どんな質問が出て、どんな回答したか。それが分かるものをぜひ水道局でも残していただきたいと思えます。

それでは、次の質問にまいります。共同調理場について質問してまいります。

実は平野議員の議案質疑の中で、協議録があるということなので、協議録を金曜日にいただきました。その前に、この聞き取りが実現できたのは、議案質疑の日が初めてです。質問を組み立てようにも組み立てようがありません。それで、その協議録を見たところ、協議要録、こんなことを話し合ったということで、何ら参考になりませんでした。私は過去において、ある事案において比較提案の業者とのやり取り、委員会同士の委員のやり取り、それを情報公開で請求したところ、全部出てまいりました。それで、個人情報という委員の名前だけを伏せた中でどんなやり取りがあったかということが分かって、後の総務課長が当事業者に対してクレームを言うことができました。今回、事前にこの議事録はないかと聞くと、総務課がつくった要綱に従ってこれでいいということになりましたけれども、それは私は理解できません。奥課長は、元総務課長でもありましたし、今後どのようにこの議事録要綱を、従来の議事録に変える努力をされませんか。どうですか。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

今回の上程しております別府市新学校給食共同調理場整備事業の関係でございますけれども、選定委員会の会議録につきましては、議員が言われたように別府市会議録作成要綱に基づき作成をしております。今後できるだけ分かりやすく市民の皆様にお伝えするように心がけていきたいというふうに考えております。

○6番（安部一郎君） 総務部長、お伺いしますけれども。今の議事録、その要綱ですかね、そういう要点筆記でよろしいのですか。

○総務部長（末田信也君） 会議録の作成要綱につきましては、現状では要点筆記ということで整理をしておりますので、そういった中で提示というふうに考えております。

○6番（安部一郎君） 今後は、また何かあったときに問題になろうかと思えますし、後世の人たちが、さっき言った春木苑の維持管理について企画提案があったと思えますけれども、そんな記録も多分やり取りもなくなるというわけですから、僕は問題になると思えます。これはまた、たっぷり時間を取ってやり取りさせてもらいたいと思えます。

そして、今回の総合評価方式ですけれども、2つの利点があると聞いています。それは、1つは短期の縮小とコストの削減、しかしながら、議案質疑にもありましたけれども、全くコストの削減に至っていないと思うのですね。

それと、この総合評価方式、設計アンドビルドの一番の問題点は、丸投げ状態になるということで、管理者を別に置くとなっております。春木苑のときは約6,500万円かけてその管理をしておられました。今回聞くところによると1,500万。これは逆に僕は安過ぎるのではないかと感じて不安視しております。人の命に関わるものを造る施設ですから、計画通り、または実施できているかどうかのチェックが必要かと思えますので、その点についてはどのようにお考えですか。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

今議会に上程しております新学校給食共同調理場整備事業の請負契約につきましては、今工事管理業務が含まれております。また、工事管理業務の検査内容や管理状況に対しま

して市の担当者を定めるとともに、事業者による設計施工が契約に基づき要求水準書に定める要件及び技術提案書に示した内容を満たしていることを確認するためにモニタリングを行います。このモニタリングにつきましては、設計時、工事施工時、工事完成時の各段階において実施をいたします。モニタリングの委託料は、令和3年度から5年度の3か年事業として債務負担行為を設定し、予算総額1,650万円を計上しております。

- 6番（安部一郎君） 多額な税金を使うわけですから、市民に代わってチェックをしていただきたいと思います。

そして、今日、るるいろいろ申しましたけれども、担当課の皆様、それぞれの公共施設を持つ担当課の皆様にお願ひがあります。一度自分が持っている箱物の維持管理費を含めた全ての経費を見直していただきたいと思います。6億の減収が見込まれる次年度、大変なことになろうかと思ひます。ぜひとも見直して、僕の試算では1億ぐらいの削減ができるのではないかと思ひております。ぜひとも財政課を中心に、担当課と協議していただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

- 23番（泉 武弘君） さきの議会に続いて、今議会も障がい者を取り巻く環境、そして高齢者を取り巻く環境問題について質問をいたします。

平成26年の4月に全国4番目という、障がいのある人もない人も、訪れる人も住む人も安心して安全に暮らせることを理念とした条例が制定されました。この条例制定に期待を寄せる市民は、たくさんいました。あれから8年になろうとしています。また、その後、この条例の中で親亡き後などの問題が示されていますが、これについて平成28年に親亡き後等問題検討委員会というのが設置され、8月に答申書が出されました。

市長、これが親亡き後検討問題結果報告書です。これはあなたに報告があったはずですね。もうあれから5年たっているのですよ、5年たっている。条例ができてから8年、検討委員会の報告書が出てから5年来ています。そして、さきにこの資料が市長名で配布されました。第4期障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児童福祉計画、そして、さらには第8期の高齢者福祉計画でも示されています。

そこで、この議会で一番私が知りたいことは、去年できた条例がどのように進んでいるかということをお聞きするものではありません。条例施行後8年を経過している。そして、さらには親亡き後問題検討委員会報告書が出て5年も経過している。これらのものが具体的にどのように進んだのか、どのように進めようとしているのか。このことだけに集中してお伺ひしたいと思います。

市長ね、高齢者の問題、昭和25年、高齢化率が4.9%なのです、高齢化率が。ところが、今は28.7%です。もう全く時代様相、人口構成が全く違うのですね。

そこで、先ほど申し上げましたのは障がい者に関わる問題、それで、今から申し上げますのは高齢者に関わる問題、認知症の問題、孤独死問題、高齢者の行方不明問題、そういう、当時ではあまり考えることができなかったような事案が次々に発生しています。これは市長に、長野市長が就任してからの統計を後ほど申し上げますから、今の現象に対してすぐ答えをいただきたいと言っているのではないのですね、市長に就任してから数字で高齢化率は一気に多くなっていますから、具体的にどうされるのか、どうしてきたのか。これについてお伺ひします。

そこで、最初に親亡き後の問題についてお尋ねします。「親亡き後」というふうに私は考えていましたが、報告書では「親亡き後などの問題」というふうになっています。それはなぜか。障がいを持っている保護者にしてみますと、自分が健康を損ねて子どもの面倒を見てやれない、または入院して子どもの面倒を見てやることができない。自分が亡くなった後、一体この子は誰が見てくれるのだろう、どの施設が受けてくれるのだろう、子どもの基礎年金だけで生活ができるのだろうか。こういうことを等しく保護者の皆さんは心配を

しているわけですね。

そこで、この親亡き後などの問題検討委員会が、解説と解釈についてこのように述べています。これはぜひとも職員の皆さんも聞いていただきたいのですが、23条に関しては、条例制定作業部会において特に議論されたところであり、本条例の特徴的な規定として位置づけられている。「親亡き後」という表現は、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会などにおいて、障がいのある子どもの親たちが抱える親亡き後等、この子を誰に託すのかという不安を示す象徴的な表現として用いられたものである。条例制定作業部会における議論では、この不安を含めて障がいのある人を支える人は親に限ったことではない、また、亡くなったときに限らないということから、「親亡き後など」という表現が用いられた。このようにまず解説では書いています。

そこで、23条の解釈は次のようになっています。親亡き後などの問題とは、障がいのある人を親などが保護している場合、その保護者が障がいのある人より先に亡くなったり、高齢、その他の理由により障がいのある人を保護できなくなったときに、その後、障がいのある人はどのようにして生活を営んでいくのだろうかということについて、将来不安を抱かれる問題である。このことについて、答申において、障がいのある人とその家庭の多くは、親が亡くなった後、残された子どもはどうなるのか、世話を誰がするのか、入れる施設はあるのかなど強い不安を持っている。また、親が高齢化して世話ができなくなっている子どもの介護のために、働かなければならないという声が多く示されている。

条例の究極の目的は、障がいのある人もない人も安心して安全に暮らすことができる共生社会の実現に寄与することであり、障がいのある人を保護するものの多くが、親亡き後などの問題に対して不安を抱えているのであれば、その不安を払拭できないうちは、目指す社会が実現できたとは言えない、こういうふうに結んでいます。

さらに、この中で特に注目したのは、ここなのです。答申でも指摘されたところであるが、まずは問題を解決する総合的な施策を策定する。市長、総合的な施策がこれなのです。検討委員会が、10の施策にわたって具体的・個別的に提言しています。ここにありますように、答申で指摘されたところであるが、まずは問題を解決する総合的な施策を策定する。そして、それが策定された場合は、この施策を実施するという　ここが一番大事なところ　作為義務を市に課している、このようになっています。ただ提案だけではないのですよ、市は、施策を示されたらそれを実施しなければいけないのですよということを縛りつけているのですね。このようにして親亡き後問題というのは、検討委員会が先ほど示しましたこの検討結果報告書で、10の施策にわたって示しています。

そこで、お尋ねします。一番大事なことは、現在の状況と将来にわたる具体的な取組です。この親亡き後問題は、現在はどういう状況にありますか。いいですか、現在の状況はどういう状況ですか。そして、将来に向かってどのように取り組もうとしているのか、具体的に答弁してください。

○障害福祉課長（大久保 智君） お答えいたします。

議員のおっしゃったとおり、平成28年度に報告書が提出されております。そこで、報告書における10の施策提言をいただいております。提言をいただいたその年から全てにおいて、10の施策全てにおいて何らかの施策を実行しております。

親亡き後の問題につきましては、現在進行形の方、近い将来、または遠い未来の方と直面する方と、その人生設計において異なっていますので、提言施策に関しての集計は行いません。今後とも、いただいた提言内容の施策向上に向けて継続をいたします。

○23番（泉 武弘君） 当時、条例制定段階で条例提案者である弁護士から、「条例ができたけれども」と言われる懸念がある。ぜひとも、そうならないようにという強い要望が、再三再四にわたって寄せられました。



今、障害福祉課の課長から答弁がありましたように、現状では親亡き後施設づくりについては、全く進んでいません。もしこれに反論する資料があれば、別府市が親亡き後施設に対する公的支援がどのくらいあったのか、これらをもし反論するのであれば具体的に示してください。

さて、この親亡き後問題について、ここにあります第4期、それから第6期、第2期の福祉計画の中でこのようなのがあります。お子さんの障がいに関して困っていることや不安に思っていることがありますかという問いに対する複数回答では、こうなっています。親の老後や親がいなくなった後のことが59.2%、学校卒業後の進路についてが57.1%、就職・仕事についての不安が56.3%、このようになっています。

そこで、親亡き後などの具体的対応について、現時点で次年度以降このように進めますという具体案があれば、具体的に説明してください。具体案がなければ具体案がないで結構ですから、今日の議論は、市長ね、こう思っているのです、問題点を一緒に共有したいな。それで、課題にどう取り組んでこの問題の解決に向けていかという一本になればありがたい、こういう思いなのです。だから、なければなくても構いません。そのまま赤裸々に答弁していただくほうが、次の展開に移れますので、現時点で親亡き後施設、いわゆるグループホーム、ショートステイ、それらに類するNPO、個人、法人などの施設を別府市が支援するとか、そういう具体的な考えがありますか。どうですか。

○障害福祉課長（大久保 智君） お答えいたします。

議員のおっしゃったとおり親亡き後施設として考えられるのは、グループホーム、ショートステイがございます。親亡き後問題の解決の提言が出されました平成28年度と本年度、令和3年度の当初を比較いたしますと、グループホームで15施設増加して33施設、ショートステイで7施設増加して、12施設の事業展開をいただいております。

グループホームに関しましては、ある程度自活能力のある方が対象でございますけれども、今後障がい福祉計画、3年から5年までの障がい福祉計画を策定しておりますが、その計画に基づき支援のほうを行っていきたいと思っております。

○23番（泉 武弘君） 課長、誤解のないように説明してくださいね。今言われました35施設現在ではありますよ、ショートステイが10施設ありますよ、こう今説明したのですね。これは民間の方がやっている施設ですね。市が例えばこういう施設を造ったとか、市が土地を提供したとか、土地取得の利子補給をしたとか、運営資金の利子補給をしたとか、こういうこととは違うのですよね。民間の施設がこういう現状ですよということを課長は今説明したのですね。そのように理解していいのですか。

○障害福祉課長（大久保 智君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○23番（泉 武弘君） そこで、この提案書の中で出ているのは、こういうことなのです。市長ね、この施設整備が進まない理由の中に、今から申し上げるのをよく聞いておいてくださいね。施設整備が進まない理由の中に、グループホーム、ショートステイ、または会社の市長、いいですか 会社の運営、個人が運営している、いろいろあります。ただ単体、単独でグループホームだけ、ショートステイだけでは事業収支が成り立たない。だから施設整備が進まないのだという指摘がある。

それで、それに対して、今それではなぜこれだけできているのか。それは障がい者が増えたから受皿を造らなければいけないから、障がい者に理解のある方、その親類縁者、こういう方々が施設を増やしていつているだけなのですね。

そこで、市長ね、やっぱり市長はたしか私との議論の中で公共用地、市有地を施設設置のために検討したいということを答弁いただいたような気がします。私は、それは本当にいい選択だと思うのですね。それから、それだけではなくて、市長、市有地が提供できない場合に、例えば民間が福祉施設の建設用地を取得しますね。これに対する利子補給とか、

それから運営費の補助金の増額をすとか、こういうふうにしなないとなかなか難しいと思う。とりわけ重度の障がいを持っている子どもの受入施設、これは親御さんにとってみると一番心痛む問題なのですね。

どうでしょうね、この機会に私はこういう社会的に弱い立場の皆さん方を受け入れる施設に対する公的支援、とりわけ市有地を提供すとか土地取得の利子補給する、運営費の補助金を増額するなどをこの機会に思い切って取り組むというのは、市長、どうでしょう。見解を求めます。

○市長（長野恭紘君） お答えをいたします。

過去の議会の答弁におきまして、そういう何らかの民間の事業者側が助けを求めるといふか、大変厳しい状況に置かれたときに、我々が土地の提供を含む様々な支援をするといふことは、これは別府モデルというようなものもできたらいなという、私は答弁をした記憶がございます。気持ちはもちろん変わりはありませんが、それは当然ですけれども、先ほど課長から答弁させていただいたとおり、今大変厳しい状況ではありますけれども、グループホーム、ショートステイ等が増えて、今実は空きもあるといふような状況でありますので、土地を提供するといふことが前提ではなくて、いろいろな条件があろうかと思えます。それはまた今の状況でもあろうかと思えます。

今後どういった状況になるか。実は私の親しい方にも障がいを抱えて、この子が、私が亡くなった後どうなるのだろうかといふふうに非常に心配されている親御さんがいらっしやいます。そういう方々のためにも何とか別府市としてはそういった手立てが必要などときには、民間事業者の皆さん方に土地の提供や様々な利子補給の話も出ましたけれども、そこはこれといふことを設けずに、ありとあらゆる政策でもって一緒になってこれは取り組むべき社会的な課題であるといふふうに考えているところでございます。

○23番（泉 武弘君） 今の答弁を要約しますと、土地提供だけに縛られることなく、そのような社会福祉施設の対応は、あらゆる角度から支援をしていくといふふうに答弁されたといふふうに理解していますが、それでよろしいですか。

○市長（長野恭紘君） はい、将来的に土地の提供ありきとか利子補給ありきではなくて、様々な状況変化があると思えますので、様々な対策を一緒に考えていくと。当然その中には場合によっては土地の提供であるとか利子補給、それ以外のいろいろな対応策もあろうかといふふうに思います。しっかり検討していきたいと思えます。

○23番（泉 武弘君） 市長がそこまで踏み込んで答弁されると、関係者の皆さん方は、本当、小躍りしていると思えます。なぜかといいますと、私の友だちが今、グループホームの設立の準備をしているのですね。今、内部改装等に入っていますが、一番心配しているのは、開設をして損益分岐点がよくて黒字、最悪の場合、入所定員を割った場合には赤字というのが実情なのです。

市長、今答弁されたことを担当部課長にしっかり指示してください。そして、来年度はこういう、別府市は別府モデルというものをつくったのですよ、障がい関係者の皆さん、安心してください、別府市はこのような対応を具体的に強力に進めていきますよといふような具体策が、次年度の予算に反映されるように強く求めておきます。

さて、市長ね、「共生社会実現」という言葉がありますね。いわゆる障がいの種類、また住んでいる地域というのに関係なく、誰でも自分の望む地域で生活できるようにしましょうという共生社会理念ですね。

それで、もう一つの中で、そのために民間の賃貸住宅、また民間の個人住宅等に対する段差、傾斜、和式トイレ、屋敷内の段差、こういうものを民間の方に何とか施設改善やってくれませんか、障がいを持っている方、高齢者で歩行困難な方に対して使いやすいうようにしてあげませんかというのが、「合理的配慮」という言葉だと思う。その合理的配慮と

いうのは、過度の負担にならない投資で施設改善ができるというのを進めることですが、過ぐる議会で私はこう言いました、民間の賃貸住宅などの改修を求める以上、それに対する補助金・貸付金制度がなければ、民間の賃貸住宅などについて改修は進みませんよ、ぜひとも検討してほしい。こういうことを意見として申し上げていますが、どうなりましたでしょうか。

○建設部長（松屋益治郎君） お答えいたします。

議員言われます民間についてですが、以前、昨年度から新しい住宅などが新築される場合は、建築確認では指導はしておりますが、現時点で民間施設に対する補助等については、なかなか進んでいないのも事実でございます。

○23番（泉 武弘君） 共生社会実現基金というのが今回出てきましたよね、1億1,000万。これらを充当してやってみたらどうですか。ほかの都市では、最高額20万円で補助金出しているところ、貸付金制度等がありますから、当然やっていかなければいけないと思うのですね。これはぜひとも次年度の予算に反映してください。

さらにお尋ねします。高齢者、障がい者がアパート等に入居するときに入居保証制度というのがあります。これについても条例では速やかに整理するということになっていますが、入居保証制度は現在できていますか、できていませんか。できていなければ、いつ頃までにつくりますか。

○障害福祉課長（大久保 智君） お答えいたします。

現在、地域で生活されている方の中には、平成30年度の統計資料によりますと、44%の方が借家となっております。それを考えますと、一定程度の方は借家での今後生活になると考えております。住居に関して不安をお持ちの方、高齢者、障がい者に対しましては、住宅確保要配慮者向けの住宅登録制度というのがございます。それに登録されている賃貸住宅、その住居の入居に係る情報提供、相談、見守りなど生活支援を行う住宅確保要配慮者居住支援法人がございます。大分県が、これは指定しております。この登録法人を御案内しておる次第でございます。

○23番（泉 武弘君） ということは、別府市はつくっていないということですよ。登録法人を紹介しているということです。ならば、もうちょっと掘り下げましょう。住宅案内の中で賃貸住宅の案内がありますね。あの案内の中で障がい者が入居できるというような表示があるのかどうか。

それから、日々生活する中でコインランドリーがありますね。コインランドリーの硬貨投入口に車椅子では投入できるのかどうか。これについて調査したことがありますか。

○障害福祉課長（大久保 智君） お答えいたします。

先ほど述べました住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅がございますが、これはホームページのほうにアップされております。そこでチェック項目で障がい者の方、バリアフリーということをチェックいただきますと、その住居が上がってくるようになっております。

○23番（泉 武弘君） コインランドリー等は、なかなか障がいを持っている方は使いにくいというのが実情です。

その中で ちょっと時間配分が難しくなりましたから お尋ねしますが、最近非常に気になることがあります。「思いやりのまち別府プロモーション動画」、市長、これ、バリアのない観光都市。これが別府市がつくった3分間のプロモーションビデオです。

そこで、具体的にお尋ねしますね。公募型企画競争の参加業者数と契約金額を教えてください。

○スポーツ推進課長（中西郁夫君） お答えいたします。

当該動画に係ります参加業者でございますが、4社ございました。契約金額は1,100万円でございます。

○ 23 番（泉 武弘君） 私は議員 9 期ですが、さきに資料要求を議長を経由してお願いしました。この「別府市“太陽のうた”～We are you～」の制作に関する資料の提案を、事業者の比較がしたいから 4 社の見積書、企画内容が比較できる資料等を出してほしい、こういうお願いをしたら、市長、このような説明がありました。「いずれも提案事業者として事業費の範囲内でやっていますから」と答弁がありました。そこで課長に来ていただいて、「これでは分からぬではないか。どういう提案があったか分からぬではないか」、こう言ったのですね。そうしたら、「いや、もうそれが全てですよ」というふうにここに回答書があります。そこで、そのときに「では、議場でお聞きしますよ。それ以外に我々は事実を知ることができないから議場でお伺いしますよ」ということで今日になっています。

まず最初にお尋ねすることは、出演料ですね、1,100 万の契約と言いましたね、委託業務契約 1,100 万が満額ですね、満額で契約している。4 社ありましたよということですか。いいですか、出演料、衣装代、化粧代、拘束時間、移動費用、食費、介助費、これは提案ではどのようになっていますか。

○いきいき健幸部長（内田 剛君） お答えいたします。

出演料などの詳細な金額は、把握するものではありません。

○ 23 番（泉 武弘君） ちょっと待ちよ。あなたたちは企画提案を受けたのでしょうか。その中にこのような項目があるのではないの。1,100 万の中に出演する皆さん方の出演料とか食事代とか衣装代とか化粧代とか、この動画に出演した人は障がいを持っておられる方と聞いていますけれども、この人に対する介助費などは、提案の中で見なかったのですか。

○いきいき健幸部長（内田 剛君） これは、当初、2020 東京オリンピックのプロモーションビデオということで作成しましたが、オリンピックが延びたことから内容がかなり変更されております。

この契約当初の企画入札のプロポーザルの中でも、具体的にそこまで詳細な金額については説明を受けていない、契約においてもそこまで詳細には聞いていない状況でございます。

○ 23 番（泉 武弘君） もうずさん、もうずさんの極み。企画提案があった中で、4 社を比較検討した中で人件費が出てくるわけでしょう、出演料というのが。その出演料が A 子さんには幾らですよ、一般市民に対してはこのくらいの人件費を見ていますよという配分計画を見たのですか。見ないのですか。あったのですか、ないのですか。

○いきいき健幸部長（内田 剛君） 繰り返しの答弁になりますが、そこまで詳細には把握していないということでございます。

○ 23 番（泉 武弘君） あのね、今これを聞いている市民の皆さんは、1,100 万の税金を使うのに、業者から提案された内容の一番大事な部分を占める出演者の出演料、それに衣装代、化粧代、食事代、移動費、けがのときにどうするのかというのを見ていないということなのですね。後ほどこの出演料等については、私が調査したものは申し上げます。この出演した方は、けがをしていますよね。まだ現在加療中です。その事実をつかんでいますか。

○いきいき健幸部長（内田 剛君） けがのことにつきましては、委託業者から連絡を受け、掌握しております。御本人には、しっかりするよう、委託業者には対応するように伝えております。

今後は、このような事業を委託する際は、これまで以上に安全面等に配慮するよう委託先に対し徹底しております。

○ 23 番（泉 武弘君） 市長ね、私がなぜ怒っているのか。動画そのものは非常によくできています、私も何回も見ました。3 分間の中で車椅子に乗った女性の方が別府の施設を巡るということなのですね。そのことについて私は何も言っているのではないのですよ。2

つ問題がある。

1つは、ここにあります「バリアのない観光都市」というこの標語ですね。私は何回もこの議会で、道路に傾斜があり段差があるではないか、これをいつ頃までにどうするのか、こういう議論をしてきました。町内公民館等を見ますと、今改善率が17%ぐらいですね。99の公民館の中に車椅子で行ける、松葉づえで行ける、そういう可能な施設が17%ぐらいしかない。道路を歩いてください。傾斜、段差、歩道の真ん中に電柱があるではないですか。こういう中で「バリアのない観光都市」なんか、本当、標榜できるのですか。そのことを怒っているのです。

市長、これからこれはもう市長が直接対応してほしいのですが、実はこの映画3分間に出た人は、朝7時から夕暮れまで拘束されていました。衣装代、化粧代、全部自分持ちです。それで、自分に対する介助人の費用も自分持ちです。私の調査に間違いなければ、この方に支払った金額はたったの6万円。あまりと思いませんか。私が一番怒っているのは、そういうことは万々ないと思うのですが、障がい者だからこのくらいでいいだろうというような考えをしたのではないかという思いが去来するわけなのです。絶対これはよくない。最初から障がいを持っている車椅子の方に出演してもらうのであれば、安全対策、介助人、こういうものを企画審査員の皆さんが当然調査・質疑して決めるべきではないですか。それを見ないでやって、結果としてけがをしてしまった。それも後で知る。なんて人なの、あなたたちは。課長、そうでしょう、いまだに実態をつかんでいないでしょう。

そこで、建設部長にお伺いしますね。障がい者団体の皆さんが、早く共生社会実現のために道路の状態と一緒に調査してくれませんかということを行っていますね。これはいつ頃実施しますか。

○建設部長（松屋益治郎君） お答えいたします。

関係部局、障がい者団体の方と協議を行っており、6月末から7月にかけて現地調査をする予定でございます。

○23番（泉 武弘君） それは具体的に進んでいるのですね。大変いいと思います。ただ、部長ね、調査することが目的ではないのですよ。問題の箇所を改善するということが目的なのです。それはもう絶対お願いしておきますよ。

もう時間の関係で公園の段差、傾斜、和式トイレ等の実数もあります、道路のほうも全部あります。とてもではないけれども、「バリアのない観光都市」なんか言えません。やっぱり思い切って改善しなければいけないと思います。

その中で、代表的にこれはどうかなという施設について質問します。市役所横の墓地、上野口墓地ですね。ここの便所、現在どういう状況ですか。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

現在のところ、野口原墓地のトイレ改修を実施する予定はございませんが、課題解決に向けて関係各課と協議してまいりたいと思います。

○23番（泉 武弘君） その言葉を聞いて1年たちました。関係課と協議が進み過ぎて実施できないのだなと思っています。

市長、これも聞いてください。あの地に眠る御家族を弔いに、お盆等に行きます。また亡くなった方の納骨に行きます。ところが、口汚く言えば日本で一番汚い便所。和式便所で段差があります。車椅子は使えません、松葉づえも難しいと思います。高齢者が和式を使うということも難しい。これが今の別府市の先人を弔う大規模な墓地の実情なのです。なぜそのくらい改善できないのですか。もう大変残念に思います。もういいかげんにしてください。税金を納めた方は、せめて自分らの生活環境を改善してほしいという思いが強いのです。今のところありませんと言ったら、また来年も同じ答弁になるかもしれません。もう目を覚ましてください。あなたたちは税金を預かっている以上は、行政サービスを提

供しなければいけない。あの便所を見たときに、これが国際観光文化都市ですか。恥ずかしいと思いませんか。

そこで、先ほどの動画に入ります。市長ね、これだけは実態調査をさせてください。それはなぜかという、私は過日、その方にお会いしました。それで、途中で、会っている間も足を引き上げるときも苦悶の表情を浮かべているのですね。やっぱり業者に委託したとはいいながら、委託した別府市側の心が伝わっていません。今後二度とそういうことがないようにしてください。それだけを強く要望しておきますと同時に、市長が担当部課長に指示して実態調査、対応、十分やっていただきたい、このことだけ強く求めておきます。

さて、高齢者問題に入ります。高齢者の問題は、いいですか、介護保険課長、いいですか、はい。それから高齢者福祉課の課長、前の席をお願いします。

今から起きる問題で一番大きな問題はどこなのか。認知症問題、これは避けて通れません。さらには孤独死の問題、寝たきり問題、介護問題、高齢者に分かりにくい表現などの問題。くしくも今回のコロナ予約接種、コロナワクチン予約接種でスマホでできない、ネットでできない、こういう方がたくさんいたわけでしょう。情報産業の進化に高齢者がついていけない、こういう問題が高齢者を取り巻く環境の中にはあるのですね。

そこで、具体的にお尋ねしますね。数字をまずどうということかということで最初に申し上げます。別府市の高齢者の数について申し上げますと、令和2年度で65歳以上が3万9,349人、市長が就任した年に比べて898人増加しています。70歳以上、3万1,576人で、市長が就任したときから3,800人余り増加しています。介護認定が、現在6,844人で、27年対比で約600名近くが増加しています。

一番これから大きな社会問題になるのは、何といても認知症です。2020年時点で631万人が、2025年度には730万人と、わずかな間に100万人近く認知症患者が増加します。別府市の認知症患者は、現在5,383人、27年対比で1,319人増加しています。

お聞きします。認知症問題というのは、国家的課題、国民病、別府市においても避けて通れない問題。具体的に今後どうされますか。教えてください。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

本課といたしましては、認知症となられた方やその御家族の支援として認知症初期集中支援チームでの対応やオレンジカフェ、オレンジステッカー交付事業、また認知症サポーター養成講座などといった取組等を現在行っておりまして、また、昨年12月より社会福祉協議会において別府市成年後見支援センターを立ち上げ、御本人、また御家族の方の金銭管理の様々な不安を取り除くために相談業務に当たるようにしております。

認知症施策の推進につきましては、今年度から始まりました第8期介護保険事業計画においても施策の推進を具体的に進めることとしております。

○23番（泉 武弘君） 今のは俗にいう行政答弁ですね。これだけの認知症患者が飛躍的に増えていっている。それは別府市においても同じなのです。なぜ私がこのことを力説するかといいますと、高齢者の行方不明が年間1万7,000人近く発生しているのですね。もうこの認知症対策は避けて通れないのです。今言ったように文章的なものではなくして、具体的にどうするのか。

提言させていただきますと、地域がこれを支えていかないと、行政だけで認知症対策をやるというような状況ではありません。地域がこのことをどう支援するのかということが今求められているのですね。だから地域コミュニティを強化しましょうと、こう言っている。それ以外に何か具体的な案がありますか。あれば答弁してください。

○いきいき健幸部長（内田 剛君） お答えいたします。

市としての今後の方針としましては、超高齢者社会を迎え、さらに介護が必要な方が増加すると想定されますが、認知症につきましても、介護予防や認知症予防、そして健康づ

くりなどの事業を推進し、できるだけ介護の必要となる方を減らしていく取組を実施したいと考えております。この中で、現在、中規模多機能ということでひと・まち協議会が7協議会でできておりますけれども、その中で地域課題という中で取組も進められると、行政と地域と両輪となって認知症の対策ができるのではないかと考えております。

それと、次に太陽の家のことについてお答えさせていただきます。

御本人、出演者御本人に連絡を取らせていただき、けがの状況を私ども確認しましたところ、もう少しで治癒すると、先週の話でした。御本人からは、事業を行うときは障がいのある方に対し様々な配慮をしていただけるとありがたいという願いもいただきました。また、撮影時に要望が通じていなかったことについても分かっており、このことは委託会社へ連絡し、対応を今お願いしているところです。

今後、業務委託などを行う場合には、障がいの有無にかかわらず相手のことを配慮した運営が大事であると思いますので、今回、けがということがありましたが、そこには注意していきたいと思います。

- 23番（泉 武弘君） 私が答弁を求めているのに、あえて部長が答弁されましたから、私ももう今日は聞かなくてもいいなと思ったことを1点だけ聞きます。

市長にお聞きします。市役所西側の駐車場に障がい者の専用の駐車場が2台あります。車椅子で来た方、松葉づえの方が雨降りに来たときに、どうされると思いますか。

副市長、別府市庁舎に地下駐車場があります。地下駐車場を御存じですね。あそこに運よく駐車できたとしても、車を降ろすことはできないと思いますが、あそこに車椅子の方が車椅子で降りて、どこをどう通って市役所に来るというふうに考えますか。ちょっと答弁してください。

- 副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

ただいま急にちょっと聞かれたものですから、私もその場所というのはなかなか想定できておりませんので、多分地下につければちょっと傾斜もございまして、エレベーターにたどり着くまで何らかのいろんな障害があるかというふうに考えております。

- 市長（長野恭紘君） 反問でいいですか、反問させてください。

- 議長（松川章三君） 今、西側駐車場の件について。（「反問させてください、反問」と呼ぶ者あり）

- 市長（長野恭紘君） 西側駐車場は、また後で。

1点これは御確認でございますが、けがをされた方に関して先ほど質問がございました。これについては、先ほど担当部長からありましたように、私もそれを聞いたときに、十分にやはり配慮がなされてなかったのではないかと、これはやっぱり委託をしたとはいえ、我々が委託をしたわけですから、大変なことだなというふうに非常に私としても怒りがこみ上げたという状況であります。

また、それ以上に御本人が、このことを我々としてどういうふうにしたらいいかと尋ねさせました。そうするときに、あまり人の前でこれは、例えば公になるような話にしないほしいという御本人の強い意向がありましたので、我々としてできることをしっかりさせていただきたいというふうに思っておりましたけれども、この議会で質問されるということは、御本人はそのことを承知の上ということではよろしいのでしょうか。

- 23番（泉 武弘君） 個人的なことを議場でただすときには、本人の了解を当然取っておりますので、安心してください。

- 市長（長野恭紘君） それでは、私どもからもぜひそれは確認をさせていただいて、今後万全の体制をさせていただきたいというふうに思います。

西側駐車場につきましては、各戸においても雨よけというのでしょうか、そういったものをつけてはどうかというようなお声が非常にありました。しかしながら、現状は雨よけ

はありませんので、どなたかが傘を差して、どなたか一緒にいらっしゃる方が雨をよけると、そういうような状況でなければなかなか雨にぬれずに来るというのは困難かなというふうに思っております。

- 23 番（泉 武弘君） 私は聞かなくてもいいかなと思ったのですが、全編にわたって障がいを持っている方に対する心遣いというものができていないな。車椅子で来て、雨の日に両手で車椅子を動かして、介添人がいなかったら、雨の中を来る以外にないのですよ。大変残念ですが、先日、私の控室にお見えになりました、車椅子で。そのときも指摘をされた。

それで、先ほど副市長が、現地確認を行っていないと言いましたけれども、あの地下駐車場から、副市長、上がろうと思ったら、今度は急傾斜。上がれないのです、車椅子は。しかも、今度は下に下がろうと思ったら階段です。

私がなぜこのことを強く言うか。そこらすら解決できていないでしょうと言っている。社会的に弱い立場の方に寄り添う、言葉は簡単ですよ。しかし、障がいを持っている方が、この市庁舎という行政サービスを各施設に来ることすら容易にできない。言葉ではないのです。できることはやらなければいけないの。

市長が、今くしくも私に「本人の了解を」と言われましたので、本人の了解を取っています。その後、市長は、その問題は全力を挙げて対応すると言いましたので、推移を見守りたい、こう思っています。

そこで、時間配分で一番大きな問題が、介護人材不足ですね。2025年までに約40万人の介護人材が不足すると言われていています。これに別府市、どう対応するのですか。高齢者の高齢化でますます介護を必要とする人材が増える。なのに介護人材不足が全国40万、それはコロナが発生する以前の推計です。コロナ発生でさらに飛躍的に増えるというふうに私は踏んでいますし、そういう試算も出ています。介護人材確保を具体的にどうされますか。教えてください。

- いきいき健幸部長（内田 剛君） お答えいたします。

介護人材不足につきましても、大変重要な課題だと認識しております。介護人材不足となる主たる原因としては、やはり賃金格差が大きいことによる離職が上げられますので、労働条件の改善につきましても、国に抜本的な解決策として声を上げていく必要があると思います。

別府市としましては、これまで介護従事者の技術向上のため研修を行ったり、将来を担う子どもたちに福祉や介護に興味を持ってもらおうと、出前授業を行ったりしてきました。これは大切な取組ですので、今後も継続していきたいと考えております。

今後につきましては、市単独だけでは解決することが難しいところがございますので、既存の事業を継続しつつ、例えば以前から国・県が取り組んでいます外国人材の確保について、情報連携して進めることができないか検討したいと思っております。

- 23 番（泉 武弘君） 部長は、大分県が実施した介護人材確保に対するアンケートを御覧になりましたか。見ていないですね。福祉施設の半分以上は、いわゆる介護人材不足だということをアンケートの中で出しています。やっぱり県と連携して今後介護人材を確保するということは、ものすごく大事だと思いますので、ぜひともその方向に進んでいただきたい。

いよいよ5分程度になりました。孤独死の問題ね、家庭内孤独死の特集をNHKがやっています。何と親子で、2階にお父さんが住んでいて、息子さんが1階に住んでいる。亡くなって4か月間も経過して子どもさんが逮捕されたことによって、この事件が明るみに出ました。亡くなって2か月目に自分の父親が亡くなったというのは、異臭で感じたそうです。そこで、その子どもさんは、ドラッグストアの店長をしていました。芳香剤等を買ってきて部屋の周りに置いて、何とか異臭を防ごうということをやったようです。そのとき



の供述がNHKの特集の中に載っていますが、「亡くなったことを知った。しかし、見なかったことにしよう」、こういう心理が働いたそうです。ところが、親戚からお父さんと連絡が取れないということの連絡があり、初めて妹さんから「お父さんどうしたの」、聞かれて初めて事件が発覚し逮捕されたわけです。

これが、今我が国の向こう三軒両隣の精神に支えられた社会状況は崩壊している一つの事実なのです。もう介護、孤独死、認知症、言葉ではない。現実に取り組んでいかなければいけない。

それから、こうして議論をしている中でも、障がいを持っている子どもさんの親、保護者、一刻一刻と自分が深刻な状況に至っているということが分かっているのです。もう言葉ではないということだけ、田辺部長、申し上げておきますよ。一緒に取り組まなければいけない社会的な課題。

そこで、やっぱり一番僕が残念なのは、温泉を配ることに4,000万、竹製品販路拡張に1,500万、大型温泉2,000万、大型旅館・ホテル等に7億5,000万。こういうふうには、それから商工会議所800万、ホテル旅館組合連合会に600万、観光協会2,600万。いわゆる社会的に恵まれているであろうという団体に対して、補助金が交付されている。その補助金の財源を納めているのが障がい者、障がい者を支えている福祉団体、NPO、法人、そしてわずかの年金で生活している国民年金受給者です。「富の分配」という言葉があります。持てるものには持てるだけの税金を、固定資産等を持っている人にはそれだけの課税を、高所得者にはそれだけの課税を。そして、課税したものを社会的に恵まれない人たちに對する分配をして社会福祉を充実しましょう。この精神から考えたときに、障がい者の皆さんを支えている団体が納めた税金が、社会的に恵まれているであろうという団体の補助金、ちょっと私は信じられません。

反対討論でも、商工会議所、旅館組合、観光協会に対する補助金に対して、私は反対討論の中でも同じことを指摘しました。もうちょっと社会的に弱いと言われる立場の人たちに目を向けてほしい、せめて手を差し伸べてほしい、こう思うのは、私一人ではないと思います。

今日、私が問題提起したことが、次年度予算に具体的に計上されることを願って、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松川章三君） 休憩いたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（小野正明君） 再開いたします。

○11番（穴井宏二君） では、一般質問をさせていただきます。通告の順番に従って質問をいたします。

まず最初に、新型コロナ禍における生活困難者支援についてでございます。

近年の日本の福祉制度は、高齢者また障がい者、子ども対策などの属性別・対象者別に制度が整備をされてきました。しかし、近年におきましては、人口減少など社会構造の変化に加えまして、個人の価値観の変化、従来の親類縁者など血縁・地縁・社縁の希薄化などによりまして、いわゆる8050問題、また社会的孤立、介護、育児など同時に担うダブルケア、また就職氷河期世代やひきこもり問題など、制度・分野を超えた複合的な課題が浮かび上がってきております。中でも従来のような縦割り、児童・障がい者・高齢者の方の問題などの分野別サービスだけでは対応できないニーズが広がってきております。

複合的な課題を有している事例につきましては、社会的孤立などに陥っていることがあります。また、本人に生きる意欲を創出して自暴自棄 セルフネグレクトとか呼ばれますけれども になったり、また、あるいは自らが困っているという認識がなかなかでき

ない状況にあることもあります。こうした場合に、相談者が窓口に来るのを待っているだけではなくて、地域からのいろんな方からの情報が入りましたら、すぐに専門の方が足を運んで、相手の生きる力をいかに引き出すか、継続的に寄り添って問題を一つ一つときほぐしていく支援が必要になってくると思います。

そこで、改正社会福祉法におきましては、主なポイントといたしまして、8050 問題、ダブルケアなどを抱えている家庭全体の問題をしっかり受け止める。また、課題解決型の支援だけではなくて、本人・世帯の状況を見守りながら継続的に関わる伴走型支援、よく言われますけれどもね、伴走型支援が重要な柱になってきております。貧困、介護、孤立などを包括的に支援していく、断らない相談で対応する伴走型支援が言われて何年かたちますけれども、現実はまだまだ、なかなか進んでいない。「窓口に来てください」、そういうふうなことを聞くことがあります。それであっては、いけないと思います。なかなか現実には進んでおりません。

そこで、まず地域共生社会におきます伴走型支援につきまして、説明を求めたいと思います。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

地域共生社会における伴走型支援とは、専門職に求められる対人支援の一つで、支援者が本人とつながり続けることを目的とする支援のことを指しており、支援者と本人が継続的につながり、関わりながら本人と周囲との関係を広げていくことを目的とした、つながり続けることを目指すアプローチのことを言います。伴走型支援を進めることで一人一人が多様な複雑な問題を抱えながらも、生きていこうとする力を高めていくことが期待されております。

○11 番（穴井宏二君） その伴走型支援が必要となった背景にはいろいろあると思いますけれども、高齢者福祉課ではどのように捉えておりますか。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

現在、個人が抱える問題は 8050 問題、ひきこもり、虐待など多様化・複雑化してきており、既存の制度では対応が難しい事例や支援に時間を要する事例が多くなってきております。こうした複合的な問題を抱えた事例に対し、制度を横断的に対応するための相談支援の仕組みづくりが求められるようになってきました背景がございます。

○11 番（穴井宏二君） 特に深刻なのが、先日テレビでもあっておりましたけれども、母子世帯の方で貧困率が 5 割を超えているそうでございます。また、雇用の不安定化に伴いまして非正規雇用者の比率は、令和元年には、30 年前に比べまして約 3 倍程度になっていると、38%、約 2,000 万人まで上昇しているそうでございます。また広義のひきこもり、広い意味でのひきこもりにつきましては、推計で百数十万人と言われておりまして、ふだんずっと独りか、一緒にいる人が家族以外にいない人々とか、既婚、高齢者、学生まで含めた広い意味での「孤立無業者」と言うらしいのですけれども、これはもう 2,000 万人を超えていると言われていたそうでございます。

こういうふうないろんな背景がありまして、国のほうでも取り組んでいるようでございますけれども、社会福祉法が改正されまして、令和 3 年度からスタートしておりますけれども、断らない相談支援体制をしっかり構築して、新たな地域支援をセットで行う重層的支援体制整備事業というのが明記をされました。

そこで、社会福祉法の改正によりまして別府市の地域福祉計画への影響はどうなりますか。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

今回の社会福祉法の改正の趣旨は、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市

町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設などの所要の措置を講ずることとなっております。法改正に伴い、次期別府市地域福祉計画への反映が必要と考えております。

- 11 番（穴井宏二君） ちょっと難しい言葉がいろいろ並びましたけれども、やっぱり現実をしっかりと見て対応していくことが大事だと思います。

先日も相談を受けまして、なかなか周りの方を心配するというケースが結構多いのですが、伴走型支援というのに期待をしまして相談をしたそうでございますけれども、なかなかうまくいかなかった。現実はおいでくださいという申請主義と申しますか、そういうふうなケースであったということであつて、ちょっとがっかりしていたということがあったようでございますけれども、そういう例もあったようでございますが、しっかりアウトリーチ、こちらから出かけて行って情報をつかんで対応してもらいたいと思います。そういうふうなことをしっかりと対応するために重層的な支援体制整備事業について積極的にやっぱり取り組んでいく必要があると思いますけれども、別府市としてはどのようにこれに取り組んでまいりますか。

- 市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

厚生労働省におきましては、地域における高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困難者の福祉などを包括的に支援する重層的支援体制整備事業を始めており、相談支援、参加支援、地域づくり支援、議員おっしゃるようにアウトリーチ等を通じた継続的支援など多機関協働の体制整備を進めていこうとしています。

別府市といたしましても、この支援制度の整備に向け相談支援の包括化推進委員と地域力強化推進委員の養成のため、大分県が主催する「我が事・丸ごと地域共生社会推進人材育成研修」へ、本市職員をはじめ別府市社協、地域包括支援センター、基幹相談支援センターなど、関係機関の職員とともに参加し、共生社会推進の理解を深めている状況であります。今後、市として重層的支援体制整備の構築に向け検討していきたいと考えております。

- 11 番（穴井宏二君） 分かりました。

それと1つは、この重層的支援体制整備事業の中にもあると思いますが、福祉人材の育成と確保というのが問題になってきておまして、今は介護現場のケアマネジャーさんとか、非常に大変な業務を担って忙しいようございまして、辞める方も多々見受けられるようございます。一番大事なそういうふうな、例えば介護現場への別府市独自の支援策、必要性があるのではないかなと思うのですね。特に介護職員初任者研修費用助成など、初任者の研修費用助成などを実施してきて人材確保している市町村もございますけれども、この点については別府市としてはいかがでしょうか。

- 市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

議員おっしゃるように人材の不足ですが、福祉のみならず医療・介護分野や様々な場所で人材不足が生じている現状だと思いますが、例えば子育てで言いますと、保育士確保を目的とした奨学金の支給や就労奨励補助金の支給を行っております。介護職員初任者研修費用につきましては、所管部に確認したところ、助成は直接は行っていないということですが、現在、介護職員の離職を防ぐなどを目的とした介護職員現任者研修を行っております。福祉人材などの支援につきましては、全国的な課題であると思われまますので、国・県の支援の動向を注視しつつ、市独自の支援策について今後検討してまいります。

- 11 番（穴井宏二君） ぜひ、よろしくお願いたします。はい、分かりました。では、この項につきましては、これで終わらせていただきます。

続きまして、糖尿病の重症化予防、また糖尿病性腎症もちょっと関係いたしますけれども、質問してまいりたいと思います。

現在、長期化するコロナ禍にありまして、緊張感を保ちながら市民の命を守るために御奮闘いただいております皆様に、心から敬意を表したいと思います。感謝を申し上げます。また、マスクの着用、手指の消毒や身体的な距離を取る、3密の回避など新しい生活様式が定着をしてきております。一方で、外出自粛で運動不足による体調不良、また精神的なストレスの蓄積を感じているとも聞いております。世界中の方々がこれほどまでに自分自身の健康について関心を持った時代は、いまだかつてなかったのではないかなと思っております。こうした自分自身の健康に目を向けることを、健康意識の向上につなげて健康長寿の取組を強く進めていくべきだと思っております。

厚生労働省が発表いたしました「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識」によりますと、重症化のリスクとなる基礎疾患には、慢性閉塞性肺疾患COPD、また慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患があると指摘しております。上げられた基礎疾患の中で特に糖尿病は、初期において自覚症状がほとんどなく、気づかずに進行することが多く、厚生労働省の発表によりますと、国内の糖尿病が強く疑われる成人は、推計で1,000万人に上るといことが分かってきております。糖尿病は、放置しますと網膜症、腎症、神経障害などの合併症を引き起こしまして、患者の生活の質を、患者というか、御本人様の生活の質を著しく低下させるのみならず、経済的な負担も大きくなっていくことと思います。

そこで、まず糖尿病重症化予防につきまして、全国的に策定をしております。データヘルス計画によって糖尿病予防、また糖尿病の重症化予防に取り組んでいると思いますけれども、別府市の糖尿病患者さんの状況につきまして、患者数また人工透析者の方の数は、比較してどうなのか、数値的なものをお伺いしたいと思います。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

国民健康保険加入者での最新データの状況になりますが、糖尿病患者の状況は、令和2年5月診療分から別府市の患者数は2,609人、大分県は3万25人、糖尿病患者の割合は、別府市が9.75、大分県11.5と、大分県平均と比べても低い状況でございます。

次に、糖尿病による人工透析患者数ですが、令和2年5月時点で別府市は47人、大分県699人、糖尿病による人工透析患者の割合は、別府市0.18、大分県0.27と、これも大分県平均と比べて低い状況であります。

○11番（穴井宏二君） 次に、現状の中から課題というのはどのように捉えておりますか。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

現在は、大分県平均に比べて糖尿病による人工透析の患者割合は低い状況でありますけれども、平成23年から平成26年は、青壮年期の糖尿病による死亡比が全国の2倍であり、患者割合も大分県に比べて高い状況でした。そのため、別府市医師会の人工透析に移行する慢性腎臓病の対策を検討する委員会の協力をいただきながら、かかりつけ医と連携した保健指導、ビーコンプラザでの市民公開講座や地区公民館を巡回しての腎臓専門医の講座など糖尿病対策に取り組み、改善してきております。しかしながら、県民健康意識行動調査から、県平均に比べて肥満者が男性で多く、アルコール・菓子類など摂取が多い、運動不足などの生活習慣の課題がまだまだあります。少しでも患者数が減少するように、また新規患者が増加しないよう、改善してきている状況を維持できるように効果的な対策をこれからも継続していきたいと考えております。

○11番（穴井宏二君） ありがとうございます。今の答弁の中で講座、巡回とかありましたけれども、なかなか意識を持った方でないと参加できないということもあります。また、人数制限等ありますので、もっともときめ細かな対応が必要ではないかなということ、

また質問したいのですけれども、糖尿病におきまして、まだ治療していない方とか治療を中断している方への受診勧奨していくのは、しっかりデータを取り上げて受診勧奨していくのが大事になってくるのではないかなと思うのですね。これについてはどのような取組をしておられますか。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

未治療者や治療中断者への受診勧奨ですが、特定健康診査を通して訪問や電話などでかかりつけ医や糖尿病相談医への受診勧奨を行い、適切な治療につなげております。

また、受診勧奨を行った後、二、三か月後に診療報酬明細書にて医療機関に受診したか確認をし、受診が確認できない方については、再度訪問や電話にて医療機関への受診勧奨を行っております。

○11番（穴井宏二君） 公益社団法人の日本糖尿病協会によりますと、きちんと治療を行って血糖コントロールが良好でありますと、コロナによる死亡率は糖尿病なし群と変わらないと報告がされております。こうしたことから糖尿病を放置している、意図的に放置しているわけではないと思いますけれども、放置となっている治療中断の方や、また特定健診の結果が基準値より高く、受診勧奨を受けながら、まだ様々な理由で受診ができていない方につきましては、糖尿病の重症化のみならずコロナ感染によって感染症が重症化するリスクも重なると言われておりますので、早急な対策をお願いしたいと思います。

そこで、今答弁いただきました治療中断者の方のデータの抽出におきましては、国保データベースKDBというのがあるわけですね。このKDBを活用している自治体もあります。治療中断の方、また、まだ様々な理由で受診ができていない方などハイリスクの方へのアプローチをしっかりと増やしていくためには、活用できる最大限のこのKDBデータを活用してもらいたいと思うのですね。このKDBのデータを活用するのは、国のほうからも方針が出ていると思いますけれども、直近5年間のデータの抽出ができるというふうにされておりますので、ここら辺のところもKDBにつきまして、別府市としてはどのように活用されていくのかお伺いしたいと思います。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

国保連合会が保有する健診・医療・介護の各種データを活用して統計情報や個人の健康に関するデータを作成するシステムが、「KDBデータ」と言われるものです。このKDBシステムから提供されるデータを分析することにより地域住民の健康課題を明確化し、それに沿った効率的、また効果的な保健事業を実施することが可能となります。

別府市では、別府市全体の健康課題の抽出に加えて日常生活圏域ごとの健康課題を明確化し、その地域に必要な保健事業を計画することに現在活用しております。

○11番（穴井宏二君） そこで、先ほどのKDBシステムなのですけれども、糖尿病性腎症重症化予防につきましては、KDBシステムからレセプトデータを活用して国の基準や、また既にこれに基づいて受診勧奨を出している大分市、臼杵市、杵築市、宇佐市、由布市の例を参考にしながらやっていってほしいなと思うのですね。それが非常に大事な取組になってくると考えておりますので、ぜひ過去5年間に遡って市民の健康寿命延伸のために頑張ってもらいたいな、また期待もしたいと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○いきいき健幸部長（内田 剛君） お答えいたします。

糖尿病は、要介護認定者の2割を占めている健康寿命を短くする原因となっております。糖尿病発症予防として、健診をきっかけに生活習慣を見直していただけるように、国民健康保険の特定健診を受診した方へ保健指導に加え、広く他の健康保険の健診受診者等へも検診結果、栄養相談会を毎月行っております。

また、重症化予防としましては、治療中である検査結果が改善せず、合併症を引き起こ

す可能性の高い方に対して主治医と連携しながら生活習慣の改善に取り組んでいただけるように保健指導を行っております。

さらに、医療機関への受診が必要な検査データを若い世代にも普及できるようにイベントを利用した広報活動や、大分県糖尿病療養指導会と関係機関等の御協力をいただき、未治療者や治療中断者が減少するように努めております。

今後も、国民健康保険の加入者に限らず幅広い市民の方に対して生活習慣の改善等の周知を行いながら、他市の先進的・先駆的事例等も参考にしながら、糖尿病対策並びに重症化予防に取り組んでまいりたいと考えております。

○11番（穴井宏二君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

参考までに申し上げますと、KDBシステムからのデータの抽出基準でございますけれども、「糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引き」、厚生労働省保健局国民健康保険課2019年3月の通達か何かあるようでございますけれども、これを基に平成28年からのレセプトデータにおいて糖尿病の病名がある方、また糖尿病の治療歴が確認できない方、また人工透析を実施していない方、ちょっと簡単に申し上げましたけれども、こういうふうな国の基準に基づいてさらなる受診勧奨をやっているところもありますので、ぜひとも今後の取組を期待申し上げまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。

では、続きまして、ネット119、ネット119番について質問をしたいと思います。

このネット119ですね。約10年前からはメール119番といいまして、これに取り組んできていただいております。非常に感謝を申し上げたいと思っておりますけれども、このネット119、余り聞いたことがなかったのですが、このネット119緊急通報システムとは、まずどのようなシステムなのか、消防本部から答弁をお願いしたいと思います。

○消防本部警防課長（井元隆文君） お答えいたします。

ネット119緊急通報システムとは、音声による119番通報が困難な聴覚、言語に障がいのある方が、消防への通報を円滑にするシステムでございます。スマートフォンなどから専用の通報ウェブサイトアクセスして、救急・火災の要請をする内容を選び、自宅やよく行く場所を登録しておくことで即座に救急車や消防車が出動する情報を消防につなげることができます。

また、登録していない場所にいた際につきましても、GPS機能位置情報がスマートフォン上に地図として表示され、消防に助けを求める位置を知らせることもできます。その後テキストチャット、いわゆる文字のやり取りで詳細な情報を消防と確認し合える仕組みとなっております。

○11番（穴井宏二君） では、ちょっと2つ聞きたいと思っております。ネット119を利用する場合、事前の登録、これについてはどうなっているのか。また、県内でのこのネット119の導入状況はどうなっているのか、お答え願いたいと思っております。

○消防本部警防課長（井元隆文君） お答えいたします。

まず、事前の登録についてですが、住んでいる地域を管轄する消防本部が、このネット119を導入している場合、利用される方々は事前に登録が必要となっております。

また、県内の導入状況につきましては、令和3年4月1日現在、大分県下の14消防本部のうち、大分市や中津市の8消防本部が既に導入をしております。

なお、別府市を含む残りの国東市、臼杵市などの6消防本部は、導入をしておりません。

○11番（穴井宏二君） このネット119につきましては、聴覚また言語機能に障がいのあるなど通常の会話が難しい方のために導入の予定をしてもらいたいと思っておりますけれども、それについてはいかがでしょうか。また、観光で訪れる、別府を訪れる外国人の方々への対応は、どのように現在しておられますか。

○消防本部警防課長（井元隆文君） お答えいたします。

県内の導入状況を注視しつつ、別府市消防本部といたしましても、本年度中にネット119緊急通報システムの導入を考えております。

なお、現段階としまして、ネット119は日本語表記のみで、外国人の方を対象としたシステム開発には至っていない状況と聞いております。

また、観光などで訪れた外国人の方からの119番通報につきましては、別府市消防本部は、24時間体制で3者間同時通訳を行っております。

なお、出動した現場での対応といたしましては、31言語の多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を使用し、適切な救急搬送につとめております。

○11番（穴井宏二君） ぜひとも、大成功をお祈りしたいと思います。

では、ネット119の質問につきましては、これで終わらせていただきます。

では、最後の質問です。市民の目線に立った行政サービスの向上につきましてでございます。

押印・捺印の簡略化の進捗状況について、質問してみたいと思います。

これにつきましては、昨年の9月議会でも私どもの荒金議員のほうからも質問がありましたけれども、確認の意味を込めまして質問したいと思います。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が求められている中で、テレワークなどが普及しております。書面主義や押印原則、対面主義に関する規制・制度や慣行・慣例と申しますか、慣行の見直しが進められております。国におきましても、どうしても残さなければならぬ手続を除き速やかに押印を見直すという考えの下、押印の見直しを推進しており、全国の自治体でも押印廃止の流れは加速をしております。

現在の、昨年からの押印・捺印の省略につきまして、また廃止につきまして、別府市の進捗状況はどのようになっておりますか。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

押印廃止につきましては、行政手続の際、市民の負担を軽減するため、昨年10月から押印手続の見直しについて検討に入りました。内閣府が昨年12月に作成しました「押印見直しマニュアル」にある押印が求められている趣旨に合理的理由があるか、押印の趣旨を他の手段により代替することが可能かなどの見直し基準に基づき、市が押印を求めている手続のうち押印の必要性が低くなったものについて、規則の改正が必要なく押印を廃止できる手続、規則の改正が必要な手続、国や県の法令等により押印が求められている手続、押印を求める合理的な理由があり押印廃止ができない手続の4つに分類し、令和3年4月1日からの押印廃止に取り組んだところです。

結果としまして、押印を求める合理的な理由があり押印廃止ができないものを除く手続1,741件のうち1,539件について、現在規則や要綱等の改正が進んでおり、残りの200件につきましても、国や県の法令改正などが整い次第必要な手続を行ってまいります。

○11番（穴井宏二君） 今答弁をお聞きしまして、1,741件のうち1,539件につきまして、押印廃止等が進んでいるということでございました。残り200件につきましても、国や県の法令改正によって手続を行う。非常に、かなりの数ができるとお聞きしまして、ちょっと正直びっくりしているといいますか、手続がかなり簡略化されるなど思いました。

そこで、押印が廃止されるということは、判こを忘れて手続ができなくて再度市役所のほうに来庁しなければいけないなど、市民の負担の軽減につながりますので、非常にいいことだと思います。

また、一方で押印廃止がされた後は、手続上本人であることの信頼性の確保、これがまた課題になると思われましても、市としては、これをどう考えておられますか。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

「押印見直しマニュアル」の中では、押印が求められている趣旨が3つ上げられています。

1つは本人確認として、2つ目は文書作成の真意確認、3つ目が文書内容の真正性の担保となっております。

このうち本人確認については、実印によらない押印は、本人確認としての効果は大きくないことから、代替する手段として、例えば本人であることを確認するためマイナンバーカードや運転免許証の提示またはコピーの添付、また本人であることが確認されたeメールアドレスからの提出などが示されております。

本市におきましても、手続の際にはマイナンバーカードや運転免許証、保険証などによる代替手段で本人確認を行っており、本人であることの信頼性の確保はできていると考えております。

○11番（穴井宏二君）では、押印廃止が進んでいきますと、手続の流れの中で行政手続のオンライン化が可能になってくると考えます。高齢者関係や子育て中の市民の方がわざわざ市役所までバスに乗って お金を払って 来なくて済むようになります。このオンライン化につきましては、別府市としては現在どう取り組まれておられますか。

○情報政策課長（新貝 仁君）お答えいたします。

行政手続のオンライン化につきましては、現在別府市では、児童手当の認定請求や保育施設利用申込みなど子育て関連の13手続を、県の電子申請システムを使いましてオンライン申請可能にしておるところでございます。

また、国のほうでは、オンライン手続システムを国が整備し、全ての地方公共団体に提供するという方針を打ち出しておりまして、市町村関係では子育て関係や介護関係など27個の手続が、統一様式を定めた上で今後利用可能になる予定でございます。

別府市でも、これらの手続を順次利用開始できるよう対応を進めまして、また、そのほか様々な市の手続についても、今後は国のオンライン手続システムを中心に活用してオンライン化を進めていきたいと考えておるところでございます。

○11番（穴井宏二君）では、最後に。この押印・捺印の廃止、また各種手続のオンライン化がこれからどんどん進んでいく中で、やはり日本人が慣れ親しんできました日本文化、判この印章文化と申しますか、それがどうなっていくのかという声もたまに聞いたりもいたします。この印章文化を支えるといいますか、これについての方策というか、お考えといたしますか、これについてはどのように考えているか、最後にお聞きしたいと思います。

○政策企画課長（行部さと子君）お答えいたします。

今回の押印の見直しにつきましては、行政手続において市民の負担軽減を図り、利便性向上のために押印を廃止しようとするもので、その多くが認め印を用いた手続となっております。印鑑証明が必要な手続や登記印、登録印が必要な手続における押印は存続します。

また、印章の種類には、書道や絵画など芸術の分野で用いられている落款印や、書籍の所有を示す蔵書印、落款ほどこしこまらずに絵手紙や年賀状などに押す遊印などがあります。これらはデザインそのものの美しさや遊び心のある印章であり、今回廃止する押印とは別に、これからも大切な日本文化として親しまれ続けていくものと考えております。

○11番（穴井宏二君）ありがとうございました。以上で終わります。

○9番（三重忠昭君） それでは、もう早速質問に入らせていただきます。

まず最初に、認知症対策について。認知症高齢者の状況について、それから認知症高齢者など個人賠償責任保険制度の導入について、この2点の質問をさせていただきます。

認知症高齢者の状況についてであります。先般、今年度から3か年の別府市の第8期老人福祉計画並びに介護保険事業計画が出されました。その中で、4年後の令和7年、2025年ですね、団塊の世代の方々が全国で2,000万人を突破するいわゆる2025年問題、私は、問題というよりも「課題」だと思っておりますけれども、別府市においても2万4,000人を超えると。総人口に占める後期高齢化率が21%を超えることが予測されておりました。



また、それに伴い要介護者や認知症高齢者も増加することが予想されていました。

今回は、その認知症高齢者について質問をいたしますが、令和元年度は5,000人を超えるといった記載がありましたが、この認知症高齢者の状況についてもう少し御説明をお願いします。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

認知症高齢者は、年々増加傾向にあり、令和元年度は5,094人でしたが、令和2年度は5,383人となっており、介護認定を受けている方に占める割合も令和元年度は76.5%でしたが、令和2年度は78.7%と高くなっております。

なお、令和2年度末時点における市内65歳以上の方、いわゆる介護保険の第1号被保険者は3万9,349人いらっしゃいますが、その数に占める認知症高齢者の割合は、現在13.7%、そういう状況でございます。

○9番（三重忠昭君） はい、分かりました。

それでは、今答弁にもありましたけれども、令和2年度の5,383人のうち、施設に入られている方、また在宅生活をされている方や寝たきりの方、それと高齢者の一人歩きの保護を目的としたオレンジステッカーの交付を受けている方、これは多分ほかの市町村では「SOS見守りネットワーク」といった名称で見守りの登録をされている方と同じというふうに解釈をしておりますけれども、それぞれの人数を、現在把握している人数で結構ですので、聞かせてください。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

認知症高齢者のうち在宅生活をされている方の正確な数値は把握できておりませんが、寝たきりではなく介護認定度から参照し、比較的動くことができる認知症高齢者の数は、約3,200人いらっしゃいます。

なお、オレンジステッカーの交付数につきましては、令和3年5月末時点で132人いらっしゃいます。

○9番（三重忠昭君） はい、分かりました。介護認定度が低く、比較的御自身で活動できる方が3,200人おられるということ、そして、そのうち地域の方々や警察等々連携して見守り登録をされている、オレンジステッカーの交付を受けている方が132人ということです。

そこで、今の人数を踏まえながら、今回の認知症対策の一つとして私は考えているのですけれども、次の質問の項目の認知症高齢者など個人賠償責任保険制度の導入についての質問に入りたいと思います。

この賠償責任保険制度は、御存じの方もおられると思いますが、認知症高齢者が増加傾向にある中で、2007年に愛知県内で起きた認知症高齢者の方が原因となってしまった列車事故がありました。その親族が、鉄道会社から損害賠償を求められた裁判がありました。認知症の方が原因で事故が起きてしまったときに、その損害賠償の責任は誰が負うのかということが、裁判で注目をされました。この裁判を契機に、認知症家族会が中心に各地で認知症になっても本人も家族も安心して暮らせるまちをとという声が広がり、認知症患者御本人とその御家族の方の不安を軽減するために、自治体が民間の保険を使った事故救済制度を当人に代わって保険料を負担するといった、そういう制度であります。2019年段階で39の市区町村が既に導入しており、大分県内でも豊後大野市などがこの事業を行っていると聞いています。

そこでお聞きしますが、この制度を別府市が導入した場合、例えば既にこの保険制度を導入されている自治体の制度を用いて試算をしたときに、どのぐらいの予算が必要になるのか、想定されるのか、それを教えてください。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

別府市で同様の対応をした場合ですけれども、先ほど答弁させていただきましたオレンジステッカー交付者に限定させていただいた場合は、あくまでおよそとなりますけれども、先ほど答弁しました対象者は132人でございますので、事業費の予算額は年間約24万円と見込まれます。

- 9番（三重忠昭君） はい、ありがとうございます。現段階の試算で年間24万円ということですね。既に導入している自治体の状況も聞いたところによると、1人当たりの保険料が年間1人1,000円から2,000円台でした。もちろん保険のメニューやオプションをつけて補償額を上げていけばそれ以上になっていくと思いますが、大体その金額をベースにしていると聞いております。そして、加入条件として施設に既に入られている、いわゆる見守りのいる方については、認知症の方などは加入できないというふうにしているということでした。SOS見守りネットワークに登録している認知症の方々に限定ということですね。別府市でいえば先ほどのオレンジステッカーの交付を受けている方々が、その加入条件対象になると、そういう方に限定している、そういう自治体が多いということでした。

先日、実は電話で確認をしたところ、大分市においても、もう今年度予算にこの賠償保険制度事業の予算を計上しているというふうに聞きました。まだ制度の中身や対象人数などは不確定要素があるということでありましたが、補償額の上限を1億、保険料も年間1人当たり2,000円程度を予定に今制度設計をして、今年度中に導入する方向で進めていると聞いています。

やはり認知症患者や御家族を社会で支えようという取組として、当事者たちにとって本当に大きな力になるというふうに思いますので、ぜひ別府市においても導入をしていただきたい、そのように強く願っているところでありますが、どのように考えているのかを聞かせてください。

- いきいき健幸部長（内田 剛君） お答えいたします。

近年、各大手の保険会社でも、認知症保険の商品が売り出されており、その多くが損害保険や共済等に特約としてついているものが多いものの、補償額や見舞金の有無など様々でございます。原則的に保険加入につきましては、やはりその御家庭ごとに御希望に応じて契約すべきものと考えておりますので、市が一律に損害賠償限度額等を定めたりすることに対しては、事業実施に係る金額にかかわらず慎重に判断する必要はあると思います。

保険制度につきましては、かねてより様々な方から御提言いただいている内容でもございますし、御本人様やお世話をする御家族の安心といった面も考慮しますと、最低限の保障として加入してはどうか、今後実施に向けて前向きに検討してまいりたいと考えております。

- 9番（三重忠昭君） ありがとうございます。保険加入事業の導入に向けて前向きに検討していくとの今答弁を聞いて、本当にありがたいなというふうに思っております。本当に今の答弁を聞いて、認知症患者や御家族も大変喜んでくれるのではないかと、安心につながっているのではないかなというふうに思っております。

もう一つ、あえて言わせてもらえれば、やはりこの当事者の方々にしてみれば、今もう既に不安や困りを抱えているわけでありますから、また、この事故はいつ発生するか分かりませんから、できるだけ早く検討して、できるならば例えば年度途中に補正予算等を組んでいち早く導入をしていただきたい、そのことを強くお願いしておきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございます。

それでは、次の質問項目に移ります。

「別府市就学前の子どもに関する教育等協議会」について、教育委員会に質問したいと思っております。この質問も、もう2点に絞って質問します。

まずは、協議会からの報告書についてであります。この協議会について、別府市の協

議会では、別府市の全ての幼児教育施設において質の高い就学前教育を充実させていく上での課題や、その解決に向けた方向性について幅広い視点から協議をすることを目的に、これまで5回開催されました。そして、先般、その協議会から教育長に報告書が提出されました。

今日は、教育委員会に対しての質問でありますから、その所管となる公立幼稚園を中心に質問をします。そこで、この協議会ではどのような意見が出されたのかを聞かせてください。

○学校教育課参事（松丸真治君） お答えします。

本協議会では、市立幼稚園の課題を拠点としながら、別府市全体へ質の高い就学前教育をどのように提供すればよいかという視点から、幼稚園関係者、保育所関係者、認定こども園関係者や保護者代表など、様々な立場から率直な御意見をいただき協議を重ねてまいりました。

まず、子どもたちの育ちの保障につながる園児集団は、1学級当たり20人から30人であり、1園には複数学級あることが望ましいが、園児数がこの30年間で半減していることや、施設が老朽化している現状から、市立幼稚園の適正配置について未来志向の検討が必要であるという意見が出されました。

次に、就学までの子どもの段階的成長や教師の保育力向上の観点から、市立幼稚園における複数年保育の一部導入は十分に考えられるという意見や、特別支援教育の充実や幼保小連携の推進については、市立幼稚園が中核の役割を担い、公立小学校と私立幼稚園、保育所、認定こども園とのネットワークを充実させてほしいなどの意見が出されました。

別府市全体においては、市全体の幼児教育・保育施設のうち認定こども園数の割合は5.7%と、他市が30%以上あることに比べ低くなっています。幼児教育・保育無償化後も保護者の利用意向は増えていないことから、保護者に認定こども園のメリットが理解されていない可能性があり、運営者側には認定こども園に移行する方法や利点が周知されていないことが、要因として上げられております。そのため、認定こども園の普及促進に向けて政策的に取り組むことが必要ではないかという意見がありました。

また、質の高い就学前教育等の総合的・一体的な提供をさらに進めていくためには、市長部局と教育委員会に分かれている行政窓口の一本化をするべきではないかという意見もありました。

○9番（三重忠昭君） はい、分かりました。

それでは、そこで、今回この報告書にも書かれていた公立幼稚園の課題や、今答弁がありましたように、その公立幼稚園の課題や、その役割をさらに充実させていくために、今後どのような方針、そして計画を立て進めていくのかを聞かせてください。

○学校教育課参事（松丸真治君） お答えします。

本協議会の報告を踏まえ、今後、市立幼稚園の新しい方向を指し示し、就学前教育・保育の質や量の適切な提供につなげるために、具体的な基本方針と実施計画を策定していく予定です。

協議会において、別府市全体の就学前教育の充実のためには、各幼児教育・保育施設の特色を生かした役割分担が必要であり、特別支援教育においては、これまで実践や研究を重ねてきた市立幼稚園の地域のセーフティーネットとしての役割は大きいとの考えが出されました。また、市内の公立小学校と私立幼稚園、保育所、認定こども園の連携推進においては、市立幼稚園が中核となることが期待されています。さらに、市立幼稚園における複数年保育の一部導入は十分に考えられるという意見や、保育者の資質向上や人員の確保等、課題を解決するための仕組みづくりには、行政の支援が不可欠との指摘もありました。

以上の御意見を踏まえ、別府市全体の就学前教育・保育の充実に向けて市立幼稚園が担

うべき役割を明確にした上で基本方針、実施計画に反映させていきたいと考えています。

- 9番（三重忠昭君） つい先日、報告書が出されたばかりでありますから、これを踏まえてこれから基本方針、実施計画をつくっていくということであると思っておりますけれども、やはり教育委員会として今回の報告書、書かれている内容、それから、これから基本方針、実施計画をつくっていくに当たっては、保護者のニーズや地域の声、さらに大事なものは、やはり公立幼稚園で実際に子どもたちの教育に携わる現場教職員の声をしっかりと聞きながら、質の高い就学前教育の充実に取り組んでいただきたいと思います。

特に意見にもあった公立幼稚園における複数年保育については、これは子どもだけではなく、やはり同じ子どもに複数年にわたり、その成長を見守りながら教育に携わっていくということで、教職員にとっても非常にメリットがあるということが、これはいわゆる私立幼稚園の方々からもそういった声がありました。その実現にしっかりと取組を進めていただきたいと思います。

それと、またもう一つ意見が出された、一人一人の子どもの状況に応じたきめ細やかな支援をしていくための人員確保、これはもう公立それから私立問わず、どの幼児教育それから保育施設においても人員が不足しているという問題を抱えているということが指摘をされました。保育それから教育者のスキルアップ、それから人員の確保は、教育・保育に直結する大きな課題であります。公立幼稚園においても、今後適正配置の議論もありますが、100年以上にわたり別府市の就学前教育を担い、蓄積されたノウハウを次の時代、次の教育に継承し、人材の育成を図っていくためにも職員の採用をしっかりと考えていただきたいと思います。

別府市全ての就学前教育施設の連携推進の中核的な役割と責務があるわけですから、採用計画をしっかりと立てて人材育成を図っていただきたいと思います。そのことが結果的には別府市における就学前教育・保育のさらなる向上につながっていくと思っておりますので、そのことを取り組んでいただくよう強く求めたいと思っております。ぜひ教育長、それから教育部長、しっかりとこのことを踏まえながら基本計画、基本方針、実施計画をつくっていただきたいと思います、そのことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

- 10番（森山義治君） 早速質問に入りますけれども、1の（5）ワクチン接種に要する移動支援につきましては、別府市はほかの市町村に比較し公共交通による、特に集団接種会場でありますべつぷアリーナまでの移動手段が、現状では利便性がよいほうである。また、コロナ禍の中で今後、減税の中で大幅に税金が減少してくるというようなことを考えまして、今回は割愛したいと思っておりますので、よろしく願います。

それから、もう1点ですね。3の（3）につきましては、第1次産業である、コロナ禍の中にあるこの第1次産業に対しましては、もう既に国のほうからの交付金事業によって支援事業があるということで理解いたしましたので、この2点につきましては、割愛をさせていただきます。

それでは、新型コロナウイルス感染症についてであります。6番議員と重複した部分がありましたので、1点のみ、予約状況について質問させていただきます。

御存じのように新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月に中国武漢市で確認されて1年6か月が経過しておりますが、今日まで感染力の強い変異ウイルスとなり、その流行によりまして急速に国内外に感染拡大をしているようであります。その感染者数やワクチン接種状況が、テレビや新聞等で連日報道されております。国内におきましては、感染拡大防止策として、令和3年4月25日に発出しておりました3回目の緊急事態宣言を6月20日まで、昨日まで延長しておりましたが、沖縄県はさらに延長、また東京をはじめ7都道府県は蔓延防止等重点措置に移行したようであります。

大分県におきましては、感染拡大防止策として5月14日から6月13日まで、県内18

市町村全ての飲食業に対し21時までの営業時間短縮要請、また別府市におきましては、その飲食業の時短営業の御協力を市営温泉プールなど公共施設等の利用制限に対する市民の御協力によりまして、その効果として、6月5日より感染者が4日間でゼロ、その後1人で推移しまして、一昨日は4人、昨日は1人と落ち着いているようではありますが、マスクを外して生活ができるまでは、依然予断を許さない状況は変わらないようであります。

そこで、75歳以上の方にワクチン接種の第1次予約、令和3年4月28日より開始され、その後、担当課により様々な改善によりまして、一時期は混雑したようではありますが、第4次予約まで順調に進んでいることは理解しております。また、第1次予約時は、特にこの事業に対して職員も初めての経験であり、しかも突貫事業で大変御苦労したことであると察します。

そこで、お尋ねをいたしますが、別府市民で75歳以上の対象者およそ2万2,000人のうち、第1次予約から第4次予約までの電話予約人数、それからインターネットや郵便による予約人数、また申請サポートセンターや医療機関での予約人数はどのようになっていますでしょうか。お尋ねいたします。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

6月14日の4次予約までの予約者数は2万2,513人、うち電話は6,635人、インターネットは1万636人、郵便は859人、申請サポートセンター1,722人、医療機関での受付等が2,661人となっております。

○10番（森山義治君） 電話回線の増設によりまして、電話での予約が多いのではないかなと思っておりましたら、申請サポートセンターを含めインターネットでの予約が、電話予約のおよそ3倍になっていることを鑑みますと、一概には言えませんが、べっぴアリーナでの対面式の申請サポートセンターの開設や、5月24日以降、社会福祉法人太陽の家の職員の予約の応援をいただきましたことで、その効果が現れているのかなと思っております。その予約支援に携わった皆様に感謝を申し上げまして、次に、ワクチン接種についてであります。質問が重複してございましたので、2点のみ質問させていただきます。

私自身、集団予約の初日であった5月24日に1回と、それから6月7日に始まった集団接種会場であるべっぴアリーナでの接種状況を午前と午後2回視察をさせていただきましたが、予約時と同様に、担当職員や応援職員が観察及び案内役として配置をされておりました。市民も安心できたと察します。

接種におきましては、まず10人の医師が問診をし、その後、看護師が椅子に腰掛けたままの高齢者に対して順番に接種することで、高齢者の方は移動の負担もなく、安心したようでありました。また、一時的に気分が悪くなった方に対応する休息場所も、2部屋確保されておりましたことに安堵いたしました。

そこで、お尋ねしますが、ワクチンはアメリカ・ファイザー製のワクチンを使用したようではありますが、このワクチンは新しい種類のために、特に2回目の接種後は1回目と違い、これまでにない症状や副反応が出る可能性が高いと報道をされております。調べてみますと、このワクチン接種との因果関係を厚生労働省の専門部会で調査中のようですけれども、死亡例もあるようであります。

そこで、ワクチン接種に対する2回目接種部分の接種率をお尋ねいたします。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

6月17日時点での接種率は、65歳以上の方で42.2%となっております。

それで、予約人数に対する2回接種済みの率ですが、12.7%となっております。

○10番（森山義治君） 75歳以上の2回目の、特に接種済みの高齢者は12.7%ということは、ワクチン接種は今後さらに本番に入ることが考えられますが、これまでに個別接種や集団接種後において救急車を要請した方はいませんでしょうか。ありましたら、その経過をお

尋ねいたします。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

集団接種会場におきましては、6月7日に開設して以来、2回救急車の出動を要請しております。どちらのケースもアナフィラキシーショックのような重篤なアレルギー反応ではなく、気分が悪い、めまいがするといったものでしたが、医師の判断で念のため病院へ搬送いたしました。搬送先で容態が安定いたしましたので、両ケースとも当日のうちに自宅へ帰られたと報告を受けております。

○10番（森山義治君） 大事に至らなくてよかったなと思っておりますけれども、今後、7月に入り夏本番を迎え、気温も上昇してまいります。体調を壊し、救急車の要請が増えることが予想されます。そのようなことを鑑みますと、救急車の待機や、または休息場所の増設なども必要ではないかと考えますので、一度検討を願ひまして、次に、今後の接種計画についてお尋ねします。

令和3年4月28日の報道によりますと、厚生労働省は、ファイザー製のワクチン接種について、一旦は諸外国同様1瓶6回分としていたものの、注射器のほとんどで注射針と筒の隙間に薬剤が入り込むために、無駄が生じて5回分しか取れないことから、国内の大手医療メーカー・テルモは、1瓶から7回分取れる新たな注射器の生産を始め、令和4年3月までに2,000万本生産し、順次出荷を始めたようであります。また、5月21日には、アメリカのモデルナ製のワクチンが承認をされて、東京や大阪で大規模な集団接種が始まっているようであります。さらには、ワクチン確保とともに厚生労働省は、12歳から15歳のワクチン接種を決定しているようであります。

そこで、お尋ねをいたしますが、別府市は今後の予定を一部報道はしておりますけれども、64歳以下の一般ワクチン接種や企業や大学に対してはどのように計画をされているのでしょうか。また、年代層と接種時期や接種方法など、分かる範囲でお尋ねをいたします。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

高齢者接種が完了した後は、基礎疾患を有する人、高齢者福祉施設、児童福祉施設の従事者、60歳以上64歳以下、それから高校3年生の方々が接種対象となります。

本市においては、64歳以下の方々全員に接種券を7月2日より一斉に発送いたします。これは県内では初となるようです。郵便局より配送に2週間を要すると言われておりますので、配達完了した後の7月19日より先ほど述べた方々を対象に予約受付を開始する予定となっております。その後は50歳代、40歳代、30歳代というように、年齢区分ごとに予約を受け付ける予定としております。

企業・大学等は、国が提唱する職域接種での接種が可能となっております。これは、1,000人以上の接種対象者がいる企業・大学等が、接種会場の確保や医療従事者の確保など接種体制の確立を自主的に行っていただくものです。これについては、市が行う接種に影響を与えないこととされておりますが、できる限りの御協力をしたいと考えております。

○10番（森山義治君） 今後の計画につきましては、理解いたしますけれども、全国的にワクチン接種に対し打ち手不足が懸念されているようであります。企業や大学での接種につきましては、市が行う接種に影響を与えないこととされているようですので、安心をいたしました。

そこで、別府市の年代別の感染者数の多い順から第3位まで調べてみますと、6月20日現在、昨日現在ですね、累計469人に対し20歳代の感染者が一番多い、118人で全体のおよそ25.1%、2番目に多いのは40歳代で72人、3番目に多いのは50歳代で62人となっているようであります。

各市町村では、ワクチン接種や接種方法など、様々な工夫がされているようであります。別府市においても、感染者数が一番多い20歳代のワクチン接種を優先させることも

重要ではないかと考えますので、一度検討していただきまして、次に、余剰ワクチンについてであります。県外ではありましたが、ワクチン液の残り液が入った瓶を捨てている映像がテレビに放映されておりましたし、そのほかに京都市や各地の自治体で余ったワクチンの廃棄事例も報道をされております。

そこで、余ったワクチンを無駄なく使う動きが全国的に進み、各自治体では接種会場の職員や予約済みの高齢者に繰り上げなど様々な工夫がされているようであります。別府市では、個別接種の場合は余剰ワクチンをかかりつけ医で調整し、高齢者施設のスタッフに接種のようですが、解凍して生理食塩水で希釈後6時間以内の接種条件に、これまでのクラスターの発生状況を鑑みますと、集団接種の場合は接種会場の職員やスタッフに接種しているようですけれども、今後は子どもたちの感染が拡大している中で、また接種ができない子どもたちがいる、例えば近辺の保育士や小中学校の教員など優先順位を決めていたほうがよいのではないかと考えます。どのようにお考えでしょうか。

また、DV被害などで密かに別府市に身を置いている方や住居が定まらずに別府市に居住している方などに対するワクチン接種につきましては、どのような対応をお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

個別接種会場や集団接種会場では、これまで余剰ワクチンの対応として医療従事者、福祉施設従事者、それから別府警察署員の方々などに余剰が生じた接種会場へ来ていただき接種を行ってまいりました。64歳以下の方々へ接種券を送付した後の対応、方法については、ただいま検討中でございます。

DV被害者等、やむを得ない理由で住民票住所地以外での接種を希望される方は、申出をいただければ接種を行うことが可能となっております。

○10番（森山義治君） 今後、64歳以下の余剰ワクチンの接種については、検討中ということで理解いたしましたし、またDV被害者の住所が定まらず別府市に居住している方に対しても、申出により接種ができるということで理解をいたしますが、ただ、申出後は工夫をして密かに接種ができる対応をお願いしておきます。

次に、障がい者に対するワクチン接種についてお尋ねいたします。

特に車椅子利用の方や視覚障がいの方が予約段階においてですが、特に車椅子を利用の方でかかりつけ医の予約が取れなかった方もいたようであります。そのような方がかかりつけ医以外の予約となれば、その病院や診療所などバリアフリーになっているのだろうか、または病院の玄関で車からの乗降は可能なのだろうか、また駐車場は確保されているのだろうかなど考えますと、不安でいまだに予約が済んでいない方もいるようであります。今後、このような車椅子利用の方や視覚障がい者に対するかかりつけ医での予約とワクチン接種を優先していただきたいと考えますが、どのようにお考えでしょうか。見解をお尋ねいたします。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

個別接種会場の予約可能数は、各医療機関の事情により多い・少ないがございます。これによりかかりつけ医での予約が取れないということが発生いたしております。車椅子利用者や身体に障がいを持たれている方を優先するようになっておりませんので、予約ができる機会をお待ちいただくか、集団接種会場であるバリアフリーのべっぴアリーナでの接種を御検討いただければと考えております。

○10番（森山義治君） 障がい者に対するかかりつけ医での予約は、予約や接種に対しては優先するようにはなっていないと答弁ですが、がっかりであります。

別府市には、別府市障がいのある人もない人も安心して暮らせる条例に記述されていますように、合理的配慮が必要だと考えますし、厚生労働省のお知らせによりますと、ワク

チン接種期間も令和4年2月末までのようでありますので、しっかりと再度検討していただきたいとお願いをいたします。

次に、この項で最後になりますけれども、打ち手不足が非常に懸念されている中で、別府市の個別接種や集団接種に携わる医師をはじめ医療従事者の皆様に感謝を申し上げます、この項については終わります。

次に第3弾プレミアムクーポン券についてお尋ねをいたします。

御存じのように新型コロナウイルス感染症は、令和3年4月上旬より、波はあるものの今日まで感染拡大を続けております。その間、人や物流に対して制限がかかり、国内外の経済は急速に低迷を続けております。同様に別府市の経済の落ち込み、国策であった一時的なG o T o キャンペーンを除き、特に観光サービス業に携わる市民は、さらに厳しい生活を余儀なくされているようであります。

そこで、令和2年度において別府市は生活支援事業として、感染症の影響を受けた市民生活の緊急雇用支援を、中小企業者と賃料補助金を含む経済的支援など様々な支援事業を行い、特に消費喚起による活性化を図るため、飲食業に限る第1弾の「プレミアム付き別府エール食うぼん券」発行事業、令和2年7月10日からべっぷアリーナにて販売を開始いたしました。その後、第2弾として令和2年12月に飲食業だけの使用ではなく、別府市内全産業に使用できる「別府みんなにエール券」発行事業をしまいにいたしました。この30%のプレミアム付きクーポン券は人気が高く、令和2年12月10日17時時点で販売予定数16万冊に達成し、予約を一時終了いたしましたけれども、残念なことに、予約をしているもののクーポン券の購入にまでは至らなかった方が多数いたために、売れ残りが発生したようであります。

担当課では、その後、令和3年2月に再度、その売れ残りを販売したようでありますが、2回目の申請については、前回購入した方を除き、インターネットと往復はがきでの申請方法でありました。

そこで、お尋ねをいたしますが、第1弾の「別府エール食うぼん券」と第2弾の「別府みんなにエール券」の第1回目の販売状況、また売れ残りを再度販売した「別府みんなにエール券」の申込み人数とその当選確率についてお尋ねいたします。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

初めに、第1弾の「別府エール食うぼん券」につきましては、当初販売予定部数6万冊に対しまして、受付期間中に申込みのあった分につきましては、当初販売予定数を超える分につきましても追加増刷し、7万5,369冊を販売しております。販売額につきましては、額面で4億8,989万8,500円となっております。

次に、「別府みんなにエール券」の第1回目分につきましては、販売予定部数16万冊に対しまして15万6,859冊を販売し、販売額は額面で10億1,958万3,500円となっております。

また、令和3年2月に行いましたキャンセル分等の再販売分につきましては、3,140冊の販売部数に対しまして6,320人の応募をいただき、抽せんの結果、380の方が当選をしております。当選確率は6.01%となっております。

○10番（森山義治君） 6,320人の応募に対して380人の当選者となれば、逆に取りますと、購買に対する競争倍率はおよそ16.5倍となりますが、一体どのような産業に使用されたのか、市民が知りたいことの一つだと思います。

そこで、1人当たりの平均購買冊数や、全登録事業者数と市民が使用した業種の中で多い順から10業種まで、分かる範囲でお尋ねをいたします。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

「別府みんなにエール券」の取扱店につきましては、1,415の事業者にご登録をいただ



いたところでございます。エール券の利用状況につきましては、飲食料品、家電、燃料、衣類など各種商品の小売業が最も多くなっておりまして、飲食店、食料品製造業、建設業、また理美容業などで多く使用されている状況でございます。

なお、1人当たりの平均購入冊数につきましては、8.97冊、約9冊となっております。

- 10番（森山義治君） 飲食料品や家電など多くの事業者で使用されたことは、各事業者にとり事業を運営していく上で大助かりの補助事業であり、高く評価したいと思いますし、再度市民はこのような事業に期待をしていることだと察します。

そこで、次に、第2弾の「別府みんなにエール券」は、令和3年5月末まで使用期間を延長したようではありますが、換金状況はどのような状況でしょうか。これまでの換金額について分かる範囲でお尋ねをいたします。

- 産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

5月31日時点での事業所からの換金終了額につきましては、10億2,115万5,000円となっております。換金率につきましては98.2%となっております。

なお、「別府みんなにエール券」につきましては、5月31日までが使用期限となっておりますので、指定金融機関での換金は既に終了しておりますが、商工会議所では6月の25日まで事業所からの換金を受け付けている状況でございます。

- 10番（森山義治君） 現状での換金率が98.2%と、ほとんどの各事業者が換金していることが理解できましたし、6月25日には売れ残りの換金が分かるようですが、今後別府市の経済浮揚を図るには、市民の消費意欲を高め、人々の移動とともに経済の活性化を図ることが重要な政策の一つであると考えます。

今後、新型コロナウイルスの収束を見据え、全産業に使用できる第3弾の「別府みんなにエール食うぽん券」の発行事業を拡大し、再度事業化していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。御見解をお尋ねいたします。

- 観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

プレミアム商品券の発行につきましては、市民生活支援と消費喚起による地域経済の活性化を図ることを目的として実施をいたしました。

第3弾の実施につきましては、今後の新型コロナウイルス感染の状況や中小企業等の経営状況をはじめとする地域経済、さらには市民生活の状況などあらゆる面を考慮しながら、新たな消費喚起策の取組につきまして判断してまいりたいと思っております。

- 10番（森山義治君） 部長が答弁してくれると思っておりませんでしたので、ありがとうございます。担当課では、地域経済の活性化策としてプレミアムクーポン券発行事業以外に様々な施策を考えていることだと察しますが、活性化策の一つとして「別府みんなにエール食うぽん券」の第3弾に対しても議論をいただきまして、前向きに検討していただきますようお願いをいたしまして、次の項に入らせていただきます。

次に、コロナ禍における水道料減免についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大分県はこの新型コロナウイルス感染拡大防止事業として、飲食店や喫茶店などに対して5月12日から6月13日まで21時までの営業時間の短縮要請をいたしました。

そこで、大分県はこの要請に応じた飲食店や喫茶店などに対して、過去の売上げ実績に応じ1日2万5,000円から7万5,000円の協力金を支払い、別府市としては、5月28日の令和3年第1回臨時市議会において、第2弾となる中小企業者等家賃応援金事業として一定の条件の下に30%以上売上げが減少している事業者に対し、上限7か月分で49万円の応援金を給付、また宿泊事業者等への水道料減免事業が可決され、それぞれの事業者に明るい展望が開けているようであります。

しかし、水道料減免事業におきましては、宿泊事業者や個人経営の温泉入浴業以外の事

業者にも当てはまるのではないのでしょうか。例えば路線バスや貸切りバス、またタクシーなどは乗客数には関係なく、1日の運行終了後にはボディーを洗車機や水道水で洗車をしなければなりません。特に非常事態宣言が発せられておりました福岡県の博多駅と別府市北浜を運行する高速バスは、車内に設置しておりますトイレを水道水で洗い落とさなければなりません。さらに車内の窓や座席を雑巾で拭き上げているようでもあります。また、前々年度比で需要がおよそ60%以上落ち込んでいる各貸切りバス事業者におきましても、運行している貸切りバスは、ボディーが汚れるために定期的に洗車をしなくてはならないようでもあります。

このように、コロナ禍においても各事業者は、水道使用料は少しは減少しましても、コロナ禍以前とほぼ同様のようで、固定費の負担が重荷になっているようでもあります。そのほかにも、トキハやゆめタウンなどの大型商業施設などは、閉店後は清掃しなければなりませんし、また、水泳教室事業者なども、水道料の減免に値するのではないかと考えます。

そこで、別府市の各事業と雇用を守る観点から、このような事業者にも、例えば前々年度比と比較した一定の数値を定め減免をしていただきたいと思いますけれども、令和3年第1回市議会定例会において、19番議員の質問に対し下水道局の答弁は、コロナ禍の影響により令和3年度4月以降の水道事業の予定利益は300万円に減少予定である。また、減免を行った場合、予定利益を大幅に上回る減免額が見込まれ、建設改良工事の財源確保に支障が出ることから、水道料金の無料及び減免等につきましては、困難なものである、このように回答をしております。

そこで、5月28日開会の臨時議会で可決した宿泊業者等への水道料減免に対する予算1億1,000万円は、観光課の繰り出し事業のようですが、先ほど述べました各産業に対しても各担当課の繰り出しで水道料減免をしていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。それぞれ各担当課の御見解をお尋ねします。

まず、バスやタクシー関係の担当課である政策企画課にお尋ねをいたします。

○政策企画課長（行部さと子君） 答えいたします。

水道料の減免につきましては、別府市の基幹産業である観光業のうち、緊急事態宣言により市外からの観光客が激減した影響が大きく、固定経費である水道料金の負担が重くなっている宿泊施設等を対象としています。

5月の臨時議会で可決されました新型コロナウイルス感染症緊急対策の事業と雇用を守る取組は、より多くの事業者に対して支援しようとするものであり、今後、感染症の影響等、状況に応じまして交通事業者と協議してまいりたいと考えております。

○10番（森山義治君） 現状を認識していただき、前向きにしっかり協議していただきますようお願いをいたしますが、私が数十人の各種運転手さんから現状をお聞きしていますので、次の施策につなげるためにも少し報告をさせていただきます。

この1年6か月以上続くコロナ禍の中で、国の雇用助成金はあるものの、公共交通に対する需要は落ち込み、そこで働く労働者は、賃金カットなどにより厳しい生活を余儀なくされ、転職を求めている方もいるようでもあります。

全国の新型コロナウイルス感染拡大防止策として、重要な事業とは皆さん理解していますが、大分県が21時までの営業時間短縮要請をしたことにより、その飲食業に携わる従業員は、ふだんより早く帰宅していたようすし、お店を休む飲食業も多くあったようがあります。その結果、お客様の送迎に携わるバスやタクシーの需要は激減し、それに伴い年間所得もさらに減少するようでもあります。

そのほかには、以前にも一度申しましたけれども、障がい者に対する運賃は、バスは50%、タクシーは10%割り引いており、各会社で多少の違いはありましても、この割り引いた運賃は、そこで働く運転手と会社が補っているようでもあります。このことはCS

R、いわゆる社会的責任という観点や、障がい者に対する合理的配慮から来ているのではないかと私は考えております。特にコロナ禍において医療従事者の方々などは「エッセンシャルワーカー」と呼ばれておりますけれども、移動手段を持たないエッセンシャルワーカーを支えているエッセンシャルワーカーが、公共交通機関で働く運転手だと考えます。

このような状況の中で、自治体では地方創生臨時交付金などを活用し、公共交通事業者に対する様々な支援事業をしている自治体は数え切れないようでありまして、その支援事業につきましては、担当課も認識しているようでありまして、今後はさらに公共交通を活用した別府市全体の活性化事業に期待をいたしまして、次に、大型商業施設業者に対する水道料減免について産業政策課に答弁を、お尋ねいたします。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

産業政策課では、市内にあります全事業者を対象に建物の賃料等の固定経費に対する負担が重くなっている現状を考えまして、家賃応援金という形で事業の継続支援を行っているところがございますが、1つの自治体で全ての事業者を補完支援していくことは、非常に難しいことでもございます。しかしながら、多くの事業者を広く支援するため、条件緩和や支給方法、支給額等の見直しにも取り組んできたところがございます。今後の新型コロナウイルスの感染状況や地域の経済状況、加えてワクチン接種の普及によります経済活動状況などを考慮し、今後の取組につきましては判断してまいりたいと考えております。

○10番（森山義治君） 課長が言われますとおり、全事業者を補完支援することは困難であることは、市民も理解できていると考えます。ただ、コロナ禍における水道使用料につきましては、コロナ禍以前とあまり変わらない会社や水道使用料が大きく変わる会社や、個人事業所などによって異なってくることも理解ができますので、よろしければ上下水道局にお願いをしまして、主な会社や事業所の水道使用料を前々年度と比較した資料を作成していただくのもよいのではないかと考えます。

公平性というような観点から質問をいたしましたけれども、担当課のお考えは理解できましたので、これにて本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松川章三君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時40分 散会

